

## 第4編 知的財産の保護及びグローバルリーダーシップの強化

## 第1章 国内知的財産権保護基盤の強化

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 チョン・ジェフン

#### 1. 推進背景及び概要

製品とサービス競争力の主要要素となった知的財産権は高付加価値を創り出すことのできる重要な資源として認識されている。しかし、このような知的財産権は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

韓国も例外ではなく、一例として模倣品のケースを見ると、国内模倣品市場規模は流通価格基準で約5兆2千億ウォン（国外流入2兆3千億ウォン、国内生産2兆9千億ウォン）に達している（2014年、現代経済研究院）。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。

実際各国の知的財産権保護水準を示すスイス国際経営開発院（IMD）の国家別知的財産権保護順位を見ると、韓国は2015年調査対象国60カ国のうちドイツ（4位）、米国（5位）、日本（23位）より低い27位であり、統計庁が調査したオンラインショッピングモールにおける模倣品取引額も2011年29兆ウォン、2012年34兆ウォン、2013年38兆ウォン台を記録し、持続的に増加していることも軌を同じくしている。

天然資源に乏しい代わりに人的資源が豊富で優秀な韓国は生まれながら無体財産である知的財産に頼って製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である状況の中で、国内知的財産権の保護を強化することは国家レベルの重大な政策イシューである。

## ＜図IV-1-1＞国家別知的財産権保護の順位

(IMD(スイス国際経営開発院)、2015)

国家	ドイツ 	米国 	日本 	中国 	韓国 
保護順位	5位	4位	23位	47位	27位

## 2. 推進内容及び成果

2015年度には特許侵害に対する損害賠償水準が低いため保護の実効性が落ちる問題を改善するため、特許侵害訴訟の現状を綿密に分析して損害賠償制度の改善案をまとめて国家知識財産委員会に上程(2014年12月)し、このような基本的な土台を基に制度改善を推進した。

2014年10月に創立された国会特許ハブ推進委員会との協力の下で、損害賠償特許法改正案が2015年2月14日に発議し、2015年7月に国家産業通商資源委員会の審査を通過し、法制司法委員会に回付され、2016年3月に最終的に通過された。該当改正案は2016年6月に施行する予定である。

中小企業の営業秘密保護をサポートするため、秘密管理性要件を緩和し(2015年1月施行)、営業秘密原本証明制度の推定効を付与(2015年7月施行)して制度運営の実効性を図った。そして、営業秘密侵害の際に処罰空白を最小化するため、営業秘密の使用・保有権限消滅後の削除または返還要求を拒否する行為を新しい処罰類型として追加する不正競争防止法改正案を講じて立法予告(2015年8月)し、国会産業通商資源委員会に上程した。

そして、パブリシティ権を保護するために「知的財産とパブリシティ権」政策フォーラムを開催(2015年3月)し、不正競争防止法に規定された一般条項であるチャ目の活用性を高めた。

健全な取引秩序を確立するための知財権表示制度改善計画を国家知的財産委員会に上程(2015年7月)し、韓国知的財産保護院に知財権虚偽表示通報センターを設置(2015年12月)し、表示ガイドラインも配布して知財権表示秩序の確立のための体系を構築した。

知的財産保護認識を大衆に広めるため、国内知的財産権保護執行コンファレンスを開催(2015年4月)し、消費者の知財権保護認識を強化するために消費者院とMOUを締結(2015年11月)し、正規教科課程に知的財産保護内容を反映して保護認識の裾野を広げた。

特許庁模倣品特別司法警察隊による模倣品の製造・流通業者に対する刑事立件者数がオンライン流通を含めて2013年に493人、2014年471人、2015年548人と増加している。最近氾濫しているオンライン模倣品の流通を根絶するため、オープンマーケット上の販売中止及び個人ショッピングモールの閉鎖件が2013年5,250件、2014年5,802件、2015年6,091件に増加するなど取締りを強化している。国内知的財産権侵害行為に対する取締り執行の強化及び認識向上活動を通じて対外国家信任度の向上及び健全な商取引秩序の確立に寄与した。それによって米国貿易代表部の知的財産権監視対象国から2009年以来7年連続除外され、模倣品に対する消費者認識度も2012年66.6点から2015年74.6点に改善された。

### 3. 評価及び発展方向

2015年には2014年12月に講じられた模倣品流通根絶総合対策、K-ブランド保護総合対策、特許侵害損害賠償制度の改善など各種総合対策を推進し、産業財産保護政策の基礎を構築した。特に、特許法損害賠償制度改善策の一環として改正案が国会に発議され、それを推進することに力を入れた。そして、模倣品の流通を根絶するために大規模な企画捜査に集中し、偽スマートフォン部品の生産業者たちを検挙するなど、国内で大きな役割が認められた。このような過程で国会特許(IP)ハブ推進委員会、米国土安捜査局と緊密な協力体系を構築し、産業財産保護協力の政府内のコントロー

ルタワーの役割を果たし、2016年度にはこのような政策を更に発展していく予定である。

実際市場の状況を見ると、模倣品であることを知りながら購入する消費者の比率が80.8%（2015消費者認識度調査、特許庁・保護院）で、依然として国民の知的財産権保護に対する水準が低い状況である。2016年には知的財産権保護の実効性を高められる損害賠償制度の改善を骨子とする特許法改正案を施行し、特許以外の商標、デザイン権に対しても損害賠償制度の改善を推進することで知的財産生態系の根本的な問題を解決する予定である。また、検察・警察など関係省庁間の協業を通じた模倣品取締りの強化などより精巧かつ強力な政策企画と執行で知的財産権保護の国家基盤を整えていく予定である。

## 第2節 国内知的財産権保護活動の強化

### 1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 キム・デヨン

#### イ. 推進背景

韓国は特許、商標、デザインなど産業財産権出願における世界4位であり、知的財産権創出の面においては米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としてのプレゼンスを固めている。このような国際プレゼンスの強化によって知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより強調されている。

2015年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力の評価資料によると、韓国の知的財産権保護レベルは全体61カ国のうち27位となっている。韓国の知的財産権保護レベルがこのように低く評価された原因は、国内に模倣品の流通が根絶されず、著作物に対する海賊行為が依然として続いているからである。国内に模倣品が氾濫すれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜による輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など、国家経済全般にわたって深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これによって特許庁は模倣品関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保することになった。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締るため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3つの地域事務所に取り締る人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。2013年9月には従来産業財産保護課内に所属されていた特

別司法警察隊を拡大し、模倣品取締り専門担当部署である産業財産調査課を新設した。一方、近年急増しているオンラインを通じた模倣品流通に対する強力な取り締りのため、オンライン捜査専門のフォーレンシク (Forensics) 装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2015年の1年間模倣品に対する強力な取締り活動を行い、模倣品犯罪者378人を刑事立件し、模倣品約120万点を押収するなど所期の成果を上げている。特許庁が商標権特別司法警察隊を本格的に運営してから毎年取締りの実績が大きく伸びており、商標権専門担当捜査機関として位置づけられつつある。これは商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模の零細販売業者よりは模倣品製造業者及び大規模の流通業者に対する取締りに注力した結果と分析される。

<表IV-1-1> 模倣品取締り状況

(単位：人、点)

区分		特司警 導入前 (2010.1~ 8)	特司警導入後						
		(2010.9~ 12)	2011	2012	2013	2014	2015	小計	
刑事 立件	人員(人)	15	45	139	302	376	430	378	1,670
	押収(点)	2,860	28,629	28,589	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	3,323,041

\*2010.1~8：特別司法警察権の導入以前の検・警との合同取締り実績である。

2015年度に押収した物品を分析した結果、国民の安全に係る健康食品類、化粧品類、洗剤類、電子部品類、自動車部品類が大部分を占めており、正規品の時価で換算すると977億ウォンに達している。

<表IV-1-2> 主要品目別の取締り状況(2015)

(単位：点)

品目	健康食品類	化粧品類	洗剤類	電子部品類	自動車部品類	その他類	総合計
数量	639,185	373,576	72,854	53,837	3,383	54,827	1,197,662

## ハ．評価及び発展方向

特許庁は商標権特別司法警察権を確保することで他の捜査機関に頼らず、独自に模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察はオン・オフラインを問わず猛威を振るっている模倣品を根絶するため、オンライン取引模倣品を常時モニタリングし、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、模倣品流通の頻発地域に対する集中取締りの他にも、自動車部品など国民の生命と健康を脅かす模倣品製造・流通業者などに対する企画捜査を拡大・強化して実施する予定である。特に、オンライン捜査班の運営を活性化し、オンライン模倣品流通犯罪者に対する追跡捜査で刑事処罰を強化する計画である。

<図IV-1-2>模倣品取締りの写真

偽マスクパック取締	偽スマートフォン売り場の取締	偽正官庄の取締
		

## 2. 政府レベルの知的財産保護活動

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン  
産業財産調査課 行政事務官 キム・デヨン

### イ．推進背景

最近国内オンライン市場の規模が拡大し、オンラインショップなどを通じた物品の取引が爆発的に増加していることから模倣品もまた急増している。特に、SNSなど個人間のオンラインコミュニケーション手段が多様化しているため模倣品のような不法的な行為はより隠密化・知能化しており、その対策が急がれる状況である。

そこで特許庁は官・民協力体系の構築などを通じた模倣品流通根絶に向けて2014年5月に模倣品の多い商標権保有企業と模倣品流通が頻繁に行われるオンライン運営企業、そして特許庁、警察庁、関税庁など捜査機関で構成された「模倣品流通防止協議会」を公式に発足した。協議会は国内外商標権保有企業26社、オープンマーケット・ポータル会社などオンライン運営企業12社、特許庁・警察庁・関税庁など関係機関6機関、計44の会員で構成されている。

同時に、特許庁は創造経済の核心テーマとして「知的財産権保護の重要性」が台頭しているものの依然として国民の保護認識と実践は不十分であると判断し、知的財産権保護の重要性に対する国民認識向上及び社会雰囲気作りに向けた多角的な政府政策活動を展開した。

そのため、2015年5月国家知識財産委員会、文化体育部、特許庁、関税庁などが主管し、Naver、SK Planet、e-bay Koreaなど民間が参加する官・民知的財産保護業務協約式など国民向け知的財産保護活動を推進した。

#### <図IV-1-3> 模倣品流通防止協議会の発足式(2014. 5. 22)



##### (1) 模倣品流通防止協議会の活動

これまで模倣品流通防止協議会は模倣品取締り機関と常習販売地域に対する合同取締り、全体ワークショップ、分科会議などを通じて模倣品流通根絶方策を模索してき

た。

2015年5月と11月に推進された釜山・大邱地域の模倣品合同取締では特許庁、警察庁など取締機関と協議会の主要会員社が参加し、協議会の会員社は模倣品鑑定などを現場で迅速に行い、合同取締が円滑に行われるようサポートした。また、協議会は今後の運営方法と模倣品流通の根絶に向けた対策などを議論するため、随時分科会議を運営し、2015年10月には全体会員社が参加するワークショップを開催してオンライン模倣品流通根絶に向けた取締強化方法、常習模倣品取引サイトの制裁方法などを議論した。

## (2) 政府レベルでの知的財産保護活動

特許庁は今年4月国家知識財産委員会、文化体育部、関税庁、民間企業などとともに政府レベルの知的財産保護活動を以下のように推進した。第一、知的財産の創出・保護、シェアリング・拡散に向けた官・民協力を拡大し、第二、知的財産に対する社会的な認識向上及び教育とともに不法著作物と模倣品などの根絶に向けた保護活動を推進し、第三、知的財産保護の公益広告及びクリーンキャンペーンなど国民レベルの知的財産保護活動を展開した。

また、模倣品流通根絶のために個別的な捜査取締りの限界を克服し、関係機関間の協力に基づいた総合的な捜査を通じた取締り執行力を強化するため、国家知識財産委員会は政府レベルでの模倣品流通根絶年間実行計画を樹立し、検察庁は同種の前歴のある模倣品業者に対しては原則として懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止した。同時に、警察庁は各地域別の模倣品頻発流通地域に対して定期合同取締り及び大規模な製造業者になどが海外に逃走した場合の国際捜査協力を進めた。

そして、関税庁・食薬処は官民協力体系を通じてオンライン上の不法模倣品販売の根絶を強化し、特許庁は大規模な製造・流通業者事件中心の専門的な企画捜査を強化することにした。

## &lt;図IV-1-4&gt; 協議会の活動

釜山地域の合同取締 (2015. 5)	協議会分科会議 (2015. 6)	全体ワークショップ (2015. 10)
		

## ハ. 評価及び発展方向

オンラインなどの模倣品流通根絶は特許庁のような取締り機関の活動だけでは限界があるため、民間との協力が欠かせない。模倣品流通防止協議会はこのような民間の自発的な模倣品流通根絶への取り組みを誘導するだけでなく模倣品取締り機関と協力して模倣品の根絶に取り組む官・民協力体系である。今後、協議会を通じた多様な活動を展開して知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させる予定である。

## 3. 模倣品通報褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 キム・デヨン

## イ. 推進背景

米貿易代表部 (USTR) は1989年から毎年各国の知的財産権保護状況に対する審査を通じて「スペシャル301条報告書」を作成・発表することで、自国の貿易圧力手段として活用している。韓国はこれまで監視対象国 (Watch List) に分類されたが、2009年から昨年まで6年連続で監視対象国目録から除外された。このような成果は国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けた政府レベルでの持続的な努力の結果である。

模倣品の流通を根絶するためにはこれに対する関係機関の強力な取締りが

求められるが、国民の意識転換と官民協力が伴わないと限界にぶつかる。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に関する通報の活性化を図るため、「模倣品通報褒賞金制度」を運営している。

#### ロ. 推進内容及び成果

通報対象は模倣品製造業者や流通・販売業者であり、国民なら誰でも通報できる。また、通報の信頼性を確保するために実名で通報することを原則としている。

2015年度は72件の通報内容に対して計103百万ウォンの通報褒賞金を支給した。2015年度に褒賞金を支給した通報内容を類型別に調べてみると、卸・小売り流通通報48件(61.6百万ウォン)、オンライン販売通報7件(6.6百万ウォン)、倉庫保管通報9件(24.5百万ウォン)と製造工場通報8件(10.3百万ウォン)であった。

<表IV-1-3> 類型別褒賞金の支給状況(2009~2015)

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2009		2010		2011		2012		2013		2014		2015	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	77	101.5	117	107	109	103.5	123	106	55	38.5	40	38	48	61.6
	オンライン販売	20	17	12	8	5	2.5	4	2	2	1	5	3.8	7	6.6
	倉庫	19	27.5	15	26	39	39.5	6	8	18	17.5	14	24.7	9	24.5
	小計	116	146	144	141	153	145.5	133	116	75	57	59	66.5	64	92.7
製造業者	製造工場	79	103.6	42	59	66	70.1	30	36.5	26	27	19	36.5	8	10.3
合計		195	249.6	186	200	219	215.6	163	152.5	101	84	78	103	72	103

通報褒賞金制度の実施初年度の2006年には計107件の3億2,310万ウォンの

褒賞金を支給するなど、昨年まで過去10年間計19億ウォンの褒賞金を支給した。この褒賞金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は、計3兆1,546億ウォンに達している。

#### ハ．評価及び発展方向

模倣品通報褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導することで、模倣品流通に対する強力な取締りを効率的に推進する官・民協力体制を構築し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。模倣品通報褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・流通業者に対する不法行為の抑制効果などが極めて大きいため、模倣品通報褒賞金制度は模倣品の流通根絶のためには必ず必要な制度であり、今後も引き続き発展させていかなければならない政策である。今後通報報奨金制度の運営がより活性化できるよう、国民に対する制度の広報などを強化する計画である。

### 4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

#### イ．推進背景

2008年以降ますますグローバル化が進む経済市場において、模倣品の流通は健全な商取引を混乱させ、企業の固有ブランド開発と正規品市場の発展を阻害するとともに、韓国の国家競争力など知的財産権保護関連のイメージを毀損するなど、国家経済にマイナス要因として作用している。そこで、特許庁は知的財産権保護水準を高めるため、模倣品の不法性に対する消費者の認識向上が最も重要な要因であると判断し、知的財産権の尊重と消費者認識向上に向けた多様な広報活動を展開した。

#### ロ．推進内容及び成果

## 1) 官民合同キャンペーンなど広報を実施

消費者中心の知的財産権の尊重文化を作るため、2012年5月から消費者団体と共同で模倣品流通根絶のための全国決議大会を開催した。「ニセモノOUT、ホンモノOK」というスローガンに活用して、ソウル及び全国15の市・道の模倣品頻発地域を中心に知的財産権侵害の不法性に対するクリーンキャンペーンとマスコミ広報活動を展開した。更に、青少年・大学生・保護者・サラリーマンなどを対象に模倣品流通根絶の自発的な参加を促すため、消費者教育も同時に展開した。

## 2) メディアを活用した知的財産権保護の広報強化

特許庁はラジオ公共広告、映画館スクリーン、KTX、地下鉄、バスなど公共交通の媒体広告及びブログ、SNSなどオンラインコミュニティを活用したコミュニケーションを強化・拡大した。多様なメディアを通じて模倣品の弊害を知らせ、正規品消費文化を定着させるために国民コンセンサスの拡散に努めた。

また、消費者が直接参加して知的財産権保護の重要性を認識するとともに、正規品消費文化の定着に率先させるため、知財権保護国民公募展を開催し、2015年度には大学生広報サポーターズを選抜して自発的な広報を強化した。

さらに、模倣品の販売・流通業者を取り締って処罰するより、消費者の認識を高めると同時に疎通と共感を通じた消費者主導の知財権尊重社会のムード作りに力を入れた。

特に、青少年予防教育用のために各市道教育庁及び教育機関との協力を通じて出前青少年体験教育を拡大・運営するなど、正規品・模倣品の比較現場学習を展開した。

同時に、正規教科課程及び自由学期制などを通じた知財権保護教育の活性化のために教師用の副教材と学生用のワークブックなど教育コンテンツの持続的な普及と現職

教師の職務研修を実施した。

#### ハ．評価及び発展方向

知的財産保護の日の記念式及び官・民合同キャンペーンは不法著作物と模倣品を追放する上で実質的な国民の参加を呼びかけ、今後消費主体となる青少年に対する知的財産保護教育の活性化のための現場体験学習及び学習用コンテンツの開発・普及・スローガン、UCCなど国民参加公募展などを通じて遵法精神の強化と自発的な参加を誘導することで知的財産権の保護に対する認識転換を促すきっかけを設けた。

また、波及効果と刷り込み効果が大きいラジオ公共広告と生活に密接に関係しているメディアを活用した広報を通じて、模倣品の不法流通根絶に対するコンセンサスを形成し、国格と国家ブランドの向上にも大きく寄与したと評価される。

したかつて、青少年・大学生・主婦・会社員など年齢別消費者を対象に、オーダーメイド型の教育・広報を積極的に展開するとともに、放送、オンライン、モバイルなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。

### 第3節 国内知的財産権保護環境の構築

#### 1. 特許侵害損害賠償制度の改善推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 チョン・ジェフン

##### イ. 推進背景及び概要

韓国は特許侵害に対する損害賠償額が先進国に比べて非常に少なく、侵害立証も困難であるため、特許侵害を助長する可能性があるという指摘が多い。実際韓国の特許侵害訴訟において認められた損害賠償額は約 5,900 万ウォン(2009 年～2013 年)で、GDP を考慮しても米国の 49 億ウォン(2007 年～2012 年)の 1/6 水準に過ぎず、損害賠償額の算定が難しく、弁論全体の趣旨などを考慮して裁判所が職権で算定する事例も全体判決の約 60%(2009 年～2013 年判決分析)に達している。このような環境下で企業が技術開発を通じて合理的な利潤活動を追及することは期待できない。そこで特許庁は損害賠償額の適正化及び特許権者の立証負担緩和を目的に特許法改正案を設けるため、2013 年下半期から多角的な検討を推進した。

##### ロ. 推進内容及び成果

具体的には学会、法曹界、産業界など知財権専門化などで構成された「知財権損害賠償制度改善委員会」を運営し、具体的な改正事項を発掘・検討した。18 人の委員で構成された本委員会は 2014 年 2 月から 5 月まで計 7 回にわたって開催され、毎回特許法改正のための争点事項を外国の立法例や制度などの比較分析と実務経験などを基に検討する作業を進め、議論の結果を土台に改正草案を設けた。

一方、これと並行して最近 5 年間特許侵害訴訟と関連する民・刑事判決を分析する作業を通じて特許侵害訴訟で認定される損害賠償額の水準及び認容率、適用法条、紛争形態、起訴率など多様な実証的な論拠を設けることにも取り組んだ。分析結果を見ると、上述したように損害賠償額の認定水準が先進国より極めて少ないという問題点

のみならず、実施料賠償における認定実施料率も米国や日本より極めて少なく、正当な賠償が行われているとは言えないことが確認できた。

＜表IV-1-4＞主要国の認定実施料率の比較

国家	逸失利益	実施料	職権	その他	認定実施料率
韓国	53.3%	13.4%	28.3%	5%	3%
日本	52.7%	35.2%	0%	12%	4.2%
米国	35%	81%	-		13.1%

出処：韓南大学産学協力団、「損害賠償制度の改善に向けた特許侵害訴訟判決の動向分析」

また、特許権侵害に対する刑事処罰の規定も起訴率が約 5.1%に止まるなど極めて低く、特許権侵害に対する事前抑制的な機能が正常に作動しているとは言えない。

＜表IV-1-5＞特許権侵害に対する刑事処罰の状況

区分	特許法違反*	知的財産権法違反**	一般刑事犯罪
起訴率	5.1% (2006～2012)	14.7% (2006～2012)	40.6% (2012)
有罪率	46.3%	-	91.2% (2010)、 80.6% (2011)

出処：チョン・チンウク、「特許侵害刑事訴訟判決動向報告」

\*特許法違反：特許侵害罪のみならず秘密漏洩罪、偽証罪、虚偽表示の罪、詐偽行為の罪などを含む

\*\*知的財産権法違反：特許法(実用新案法を含む)、商標法、デザイン保護法、不正競争防止法及び著作権法違反を意味する。

特許権の悪意的な侵害を防止するための増額賠償は実際発生した損害として認定された金額を超過する範囲内で賠償責任の拡大を図るものであるため、制度の関連当事者として企業の意見を聞くことが必須であると評価され、企業を対象にしたアンケート調査を推進した(2014年7～9月)。アンケート調査の結果によれば、回答企業の約67%は増額賠償導入に賛成し、反対した企業は6%に過ぎなかった。特に、制度を認

知っている企業の中でも賛成する企業が反対する企業より多かったという点で、韓国企業は特許権侵害に対する強力な事前抑制策が必要であると認識していることが分かった。

＜表Ⅳ－1－6＞増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査の結果

	区分	賛成	反対	関係ない	知らない
中堅・ 大企業 (32)	制度認知 (12)	9 (75%)	3 (25%)	-	-
	制度不認知 (20)	12 (86%)	2 (14%)	3	3
中小ベンチ ャー企業 (123)	制度認知 (8)	7 (88%)	1 (12%)	-	-
	制度不認知 (115)	76 (96%)	3 (4%)	11	25

出処：特許庁、「増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査」、2014.9

同時に、特許権侵害訴訟担当経験の多い前職裁判官などを含め、関連専門家などを個別面談する方式で損害賠償制度の改善方向に対する意見も収集した。実務経験の豊富な専門家たちは口を揃えて裁判上証拠提出が正しく先行されてこそ損害賠償額も適正化できると指摘した。一方、増額賠償に対しては意見が分かれて必要性は認めるものの韓国の司法環境において実際導入は容易ではないという見解もあった。

以上のような推進結果に対する綿密な検討を経て2014年11月損害賠償制度の改善に向けた特許法改正案を設け、2014年12月には国家知識財産委員会で「特許侵害損害賠償制度改善方策」を案件として上程し、特許法の改正方向に対する国民のコンセンサスを得た。

2015年2月には特許庁の議論結果を盛り込んだ特許法改正案が国会の「大韓民国特許(IP)ハブ国家推進委員会」を通じて議員発議された。発議された主な内容は①故

意侵害の際は損害額の3倍まで増額可能な懲罰的な損害賠償制度の導入、②適正な実施料賠償のための「通常」削除、③被告実施行為様態提示義務の導入、④証拠対象を書類から資料へと拡大、⑤証拠提出命令の目的に侵害の立証を追加、⑥提出拒否事由を判断するための裁判官のインカメラ制度の導入、⑦侵害の立証または損害額算定に必ず必要な場合は営業秘密であっても提出を義務付ける、⑧営業秘密に対する提出命令時に閲覧者制限措置、⑨裁判官の文書提出命令に応じない場合、相手の要証事実を真実として認定、⑩当事者の計算鑑定人に対する説明を義務付ける、などである。

「特許侵害損害賠償制度の改善方策」に含まれた主要改正事項は正当な損害賠償体系の構築、特許権の悪意的侵害の抑制、特許権者の立証負担緩和及び裁判上営業秘密の流出防止に大きく分けられる。

2015年2月に発議された案に対して法務部は③被告実施行為様態の提示義務の導入は立証責任を特許権者が負う状況で過剰な制度ということで制度導入に反対し、これは発議案から削除された。

2015年7月に国会産業通商資源委員会で法案審査が行われたが、①懲罰的な損害賠償、②適正な実施料賠償のための「通常」削除、③被告実施行為様態提示義務の導入の3つの要素は激論の中で諸刃の剣として作用する恐れがあるということで削除され、残りの証拠手続きに関する④～⑩番は通過した。

以後通過された④～⑩番が盛り込まれた案は国会法制司法委員会に回付された。法司委専門委員の1次検討では提出命令の対象を書類から資料に拡大することは現在民事訴訟法でも「文書」に対してのみ提出命令が行われることを踏まえると検討が必要であり、裁判官の証拠提出命令に応じなかった場合相手の要証事実を直ちに真実と認めることは民事訴訟法で証拠の記載に対してのみ真実と認めていることを考えると悪用される余地があるとし、慎重な検討が必要であるという立場を示した。

そこで、特許庁は法司委専門委員室を通じて裁判所行政処と協議を進め、デジタル記録媒体の発達状況を考慮すると、提出命令の対象を書類のみとすることは望ましくなく、資料に拡大することが妥当であるという検討結果をもらった。そして、裁判官の証拠提出命令に応じない場合相手の要証事実を真実として認める部分に対しては裁判所行政処から「記載に対して具体的に主張することが困難であり、他の証拠で立証することを期待することも難しい場合」という要件を追加することで修正案を作成した。

このような修正案を基に法制司法委員会第2小委審査を無事通過し、2016年3月に特許法改正案が国会を通過した。該当法案は2016年6月に施行される予定である。

#### ハ. 評価及び発展方向

以上の特許法改正案が施行されれば、特許権侵害に対する正当な賠償体系の確立を通じて特許制度の実効性が高まり、健全な知的財産生態系作りに大きく貢献するものと期待している。

## 2. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

#### イ. 推進背景及び概要

最近オンラインショッピングモールでのみならず、新聞及びチラシなどの広告でも特許を受けていないのに特許を受けた製品として広告するなど、知財権の虚偽表示行為が頻繁に発生している。2015年6月特許庁が実施した特許虚偽表示実態調査の結果によれば、国内主要オンラインショッピングモールで特許を活用した広告の中で正しく表示した場合は56.9%、明らかな虚偽表示の場合は6.0%、特許番号を不明確に表示したり特許番号がない場合は37.1%(虚偽表示に該当する可能性が高い)であることが分かった。知財権虚偽表示は消費者に間違った情報を提供し、製品の品質に対する

誤認と混同を引き起こし、不良製品の購買による金銭的な被害を与える可能性が高い。

特許庁は知的財産権専担部署としてこのような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知的財産委員会の案件として「健全な取引秩序を確立するための知的財産権表示改善方法」を上程・議決した後、特許法施行規則を改正し、知財権虚偽表示通報センターを運営するなど、知財権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化の定着に向けて様々な政策を推進している。

#### ロ．推進内容及び成果

知財権関連法令に従って正しい知財権表示方法に対する具体的なガイドラインを国民に提供するため、「知的財産権表示ガイドライ」を制定・配布した。知財権虚偽表示による消費者の被害発生を防ぎ、正しい知財権表示文化の定着に向けて法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、知財権虚偽表示に対する行政的な対応を強化するため、「知的財産権虚偽表示通報センター」を2015年12月に開所した。

通報センターは知財権虚偽表示行為を通報したり、関連相談サービスが受けられる専担サービス窓口として一般国民は誰でも利用可能で、代表電話(☎1670-1279)、オンライン([www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr))及びメール([1279@kipra.or.kr](mailto:1279@kipra.or.kr))を通じて通報もしくは相談サービスを受けることが可能である。

#### ハ．評価及び発展方向

2015年に特許庁は知財権虚偽表示の防止に向けた段階的・制度的な推進基盤作りのため、国家知的財産委員会で知的財産権表示改善方法を樹立して上程・議決し、国民が出願を登録と誤認することを防ぐため、特許法、実用新案法、デザイン法、商標法関連施行規則の改正を完了した。

また、国民と企業が正しい特許表示の要領を理解しやすくするため、知財権表示ガイドラインを制作し、知財権虚偽表示の軽重による行政指導と告発措置処理基準を設

け、知財権虚偽表示に対する通報・受付及び相談窓口である知財権虚偽表示通報センターを運営するなど、知財権表示秩序を正すために多様な政策を講じて施行した。

今後特許庁は知的財産権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化を定着させるため、多様な広報チャンネルを通じて多角的な国民向けキャンペーンと教育を実施する予定である。

また、関連省庁、自治体、知財権関連の関係機関、民間企業などとのネットワークを通じて政府や全地域に広報メッセージを広める計画である。

### 3. 企業営業秘密保護のための制度改善

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 カン・ヒョンジ

#### イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定 (NAFTA) によって営業秘密保護が国際協定において初めて明文化された後、WTO体制の発足などで技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。

<表IV-1-7> 中小企業の産業機密漏洩状況 (2010~2012)

標本集団数(社)	流出比率(%)	平均流出回数(件)	1件当たり被害金額(億ウォン)
1,518	10.2	1.5	16.9

\*資料：中小企業庁、2014

近年営業秘密漏洩事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小

企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が求められる。

<表IV-1-8>企業の営業秘密管理実態(特許庁、2014.1)

- 
- \* 営業秘密保護制度に対して知っていると答えた企業はわずか21%。
  - \* 企業の過半数以上(57.3%)が自社が営業秘密漏洩に脆弱であり、危険にさらされていると回答。
- 

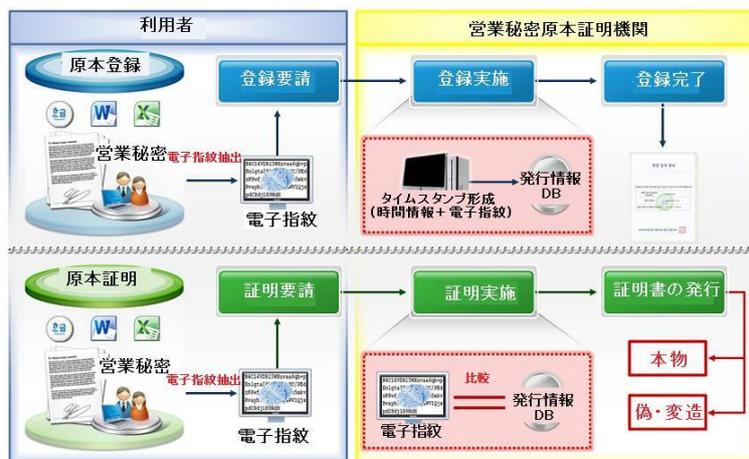
そこで特許庁は営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理体系の構築を支援することで、営業秘密保護の基盤作りに取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は営業秘密保護制度を改善するため、2013年7月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して営業秘密原本証明制度の法的根拠を設け、営業秘密侵害に対する罰則規定を改善した。また、2015年1月には原本証明機関を通じて原本登録された情報に対して原本証明書を発行してもらう場合は該当情報の保有事実に対する推定効力を導入するなど既存制度の不備点を補完した。また、中小企業など経済的な弱者の営業秘密保護の実効性を高めるため、営業秘密の認定要件のうち秘密管理性を緩和するなど韓国企業の営業秘密保護を強化するための制度的装置を更に強化している。

営業秘密原本証明制度は電子文書から抽出した固有の識別値と公認認証機関の時間情報をプラスしてタイムスタンプを生成した後、これを原本証明機関に登録することで該当電子文書の原本存在及び保有時点を立証することができる制度である。企業は営業秘密侵害訴訟で営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するために本制度を利用している。同制度が法的根拠及び登録による推定効を持ったことから信頼性と効率性が増大し、今後企業の利用が更に活性化すると期待している。

<図IV-1-5> 営業秘密原本証明制度



改正前の法律は刑事処罰の保護対象となる営業秘密の保有主体を「企業」に限定したため、企業でない個人や非営利機関は営業秘密の侵害を受けても刑事的な保護を受けることができなかったが、法改正を通じて営業秘密保有主体を企業から営業秘密保有者に拡大することで誰でも営業秘密を保有していれば刑事的な保護が受けられるようにした。これによって最近技術契約などで収益活動を推進している大学など非営利機関の営業秘密保護が一層強化できると見られる。

また、営業秘密の認定要件のうち秘密管理性を「相当な努力」から米国、日本など先進国水準に合わせて「合理的な努力」に変更した。これによって相対的な営業秘密保護システムの不備で営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大きく貢献できるものと見られる。

一方、特許庁は法律改正を通じた制度改善のみならず、韓国企業の営業秘密を保護するための総合的なサービスを提供するため、2012年6月から営業秘密保護センターを運営 (<http://www.tradesecret.or.kr>) している。

2015年には相談、出前教育、地方所在企業の密集地域を対象にした地域説明会を実施し、中小企業に対して原本証明費用の70%を支援するなど、多様な支援政策を推進した。特に10月には産業保安国際セミナーを産業部と共同開催し、営業秘密保護の重要性に対する社会的なコンセンサスを得た。

<図IV-1-6> 営業秘密セミナー及び知的財産権保護コンファレンス



また、企業を対象にした営業秘密診断コンサルティングを通じて企業の営業秘密管理実態の診断を行い、診断結果に適した管理方法を提示するとともに、営業秘密管理システムを備えていない企業が最小の費用と人材で営業秘密管理ができるように標準管理システムを普及するなど、企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援している。

<図IV-1-7> 営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム



#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は2016年にも営業秘密保護の基盤づくりに向けた活動を強化していく予定である。特に、営業秘密保護管理システムを無償で普及し、中小企業が財政負担なく営業秘密を管理できるように支援し、企業の役員・研究人材など需要者別オーダーメイド型教育と主要産業企業団体を対象にした広報を実施することで韓国企業の営業秘密保護に向けた活動を多角的に展開していく計画である。

#### 4. 公正な商標使用体系の確立

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ノ・ジェソン

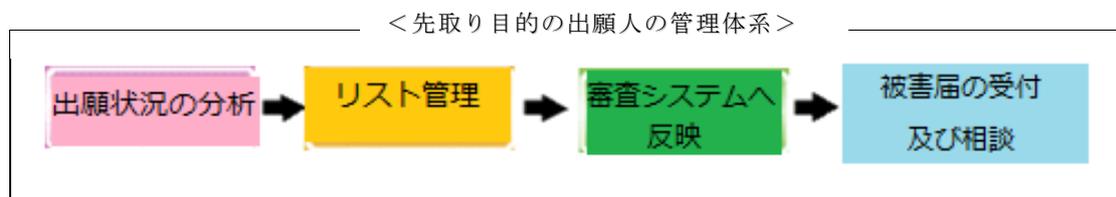
##### イ. 推進背景及び概要

「商標ブローカー」とは自分の商品またはサービス業に使用する目的で商標を出願するのではなく、登録受けた商標権を根拠に他人に商標使用料または商標移転による示談金を要求するなど不正な目的で商標を出願する人を指す。2012年から2014年までこのような商標ブローカーによって小商工人など善良な商標使用者の被害が急増した。

##### ロ. 推進背景及び成果

###### 1) 商標ブローカーの商標権登録を防止するための職権調査の強化及び実態把握

特許庁は出願履歴、苦情、マスコミなどを通じて持続的に商標ブローカーに対する実態を把握し、毎月商標ブローカーリストをアップデートして彼らの商標登録出願に対して特別に管理することで、不正な目的の商標ブローカー出願商標が登録されることを徹底的に防止している。また、商標ブローカーの商標登録出願でなくても全ての出願商標に対して審査官に職権で商標使用実態を調査させ、既に使用中の他人の商標を先占して不当な利益を得るなど、不正な目的で出願したのではないかを厳しく審査するよう審査指針を設けて施行している。



\* 不正な目的の商標出願に対する登録拒絶件数1,875(12月末基準)

\* 最近3年拒絶件数：(2012)903→(2013)991→(2014)3,046→(2015)1,875

また、商標基準を改正して2015年1月から不正目的の商標出願及び有名芸能人・放送番組名称の先取り目的の出願などに対する拒絶決定を強化した。

## 2) 商標ブローカー被害通報サイトの開設及び運営

商標ブローカーの商標登録を防止するために法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、商標ブローカーが既に登録受けた商標で善意の商標使用者に被害を与えることを防止するため、2014年1月被害通報サイトを開設して運営中である。2015年の1年間計102件の相談を受け、商標ブローカーが登録受けた商標であっても「出願前から商標を使用してきた場合、登録商標とは関係なく引き続き使用する権利がある」という商標法の内容などを案内することで、商標ブローカー被害防止に実質的に寄与している。また、公益弁理士相談センターとの連携を通じて被害防止のための無効審判制度など商標制度を案内している。(1,109件、12月末基準)

## ハ. 評価及び発展方向

2015年商標ブローカーによる新規出願は月平均28件(計332件)で、2014年月平均523件(計6,276件)の1/19に急減した。また、登録件数もまた2014年刑133件から2015年計29件に大きく減少し、非正常の正常化の成功事例として評価されている。

今後も商標ブローカーの行為に対する警戒心を呼び起こし、善意の商標使用者が不測の被害を被らないようにするため、商標ブローカー行為の深刻さ及び被害防止策に対して国民キャンペーンを展開し、ラジオキャンペーン、役所電光掲示板の公共広告、特許庁知的財産大典での広報ブースの設置、商標法改正案の内容に対するブリーフィング・報道資料配布・寄稿文掲載・弁理士など専門家集団を対象にした懇談会の開催など多様なチャンネルを通じて積極的に広報を展開していく計画である。

## 5. 知的財産権訴訟における専門性の強化

## イ. 推進背景及び概要

最近全世界的に展開されたサムスンとアップルの特許訴訟によって社会的に知的財産権訴訟に対する関心が高まっている。2012年8月24日米国カリフォルニア連邦北部地方裁判所で9人の陪審員はサムスンがアップルの特許を侵害したと評決した。しかし、米国地方裁判所の陪審員の評決が公正であったかに対しては疑問を提起する見方が多かった。色々理由はあるが、最も大きな理由は陪審員たちがサムスンとアップルの特許技術を充分理解して実質的に議論を進めたかに対する懸念であった。このように知的財産権訴訟の判断主体が関連技術に対する専門性を持っているかどうかは極めて重要な問題である。

知的財産権訴訟における専門性を高めるためには訴訟主体である裁判所と当事者の専門性を強化する必要がある。世界各国が特許事件において「裁判所の専門性」を強化するために特許専門裁判所に管轄を集中させるとともに、「当事者の専門性」を強化するために専門性のある訴訟代理人を出席させる紛争解決制度を採択している。効率的かつ専門性の高い紛争解決に向けて特許訴訟関連制度を整備することで、自国企業の知的財産競争力の強化を図っているのである。

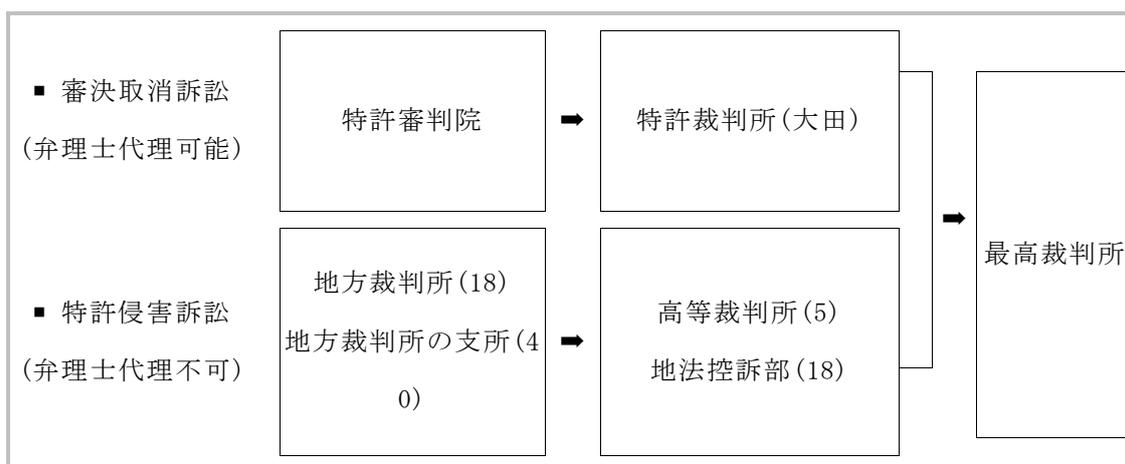
＜表IV-1-9＞主要国の知的財産権訴訟制度

区分	特許侵害訴訟の管轄	特許侵害訴訟の代理権
日本	1 審は東京・大阪地方裁判所に(2004)、 2 審は東京知的財産高等裁判所に集中(2005)	弁護士・弁理士共同代理制度を導入(2003)
米国	連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)を設立し、2 審管轄集中(1982)	弁護士・特許代理人(Patent Agent)資格を同時に持つ特許弁護士(Patent Attorney)制度を運営
イギリス	民事 1 審裁判所(High Court)に特許裁判所(Patent Court)を設置して管轄集中(1977)	法廷弁護士(Barrister)と弁理士の共同代理制度を導入(2000)

EU	加盟国全体に通用する特許侵害など判断のため、EU 共通特許裁判所の設立を準備中(2012年合意、2015年開所目標)	ヨーロッパ弁理士(EPA)の特許侵害訴訟代理を許容
----	--	---------------------------

韓国もまた知的財産権訴訟の専門的な特性を認め、1998年ドイツに続いて世界で二番目に専門裁判所である特許裁判所を設立した。しかし、特許裁判所の管轄範囲が特許無効訴訟など審決取消訴訟に限られ、特許侵害訴訟は一般民事裁判所で進めるなど特許訴訟が二元化しているため、訴訟の長期化など多くの問題点が現れている。また、現在弁護士だけが特許侵害訴訟を代理することができるが、特許訴訟の特性上特許技術専門家である弁理士が特許侵害訴訟に参加すべきであるという意見が持続的に提起されている。

<表IV-1-10>管轄集中前の訴訟体系



ロ. 推進内容及び成果

これまで長期間にわたって特許訴訟の管轄集中、特許侵害訴訟における弁理士共同代理の導入など知的財産権訴訟制度の改善を求める意見が持続的に提起されてきたが、利害関係者間の見解の違いによって合意可能な改善案を作り出すことには失敗した。

知的財産権訴訟の管轄問題を解決するため、16代、17代、18代国会では特許侵害訴訟2審を特許裁判所に集中させる裁判所組織法改正案が発議されたが、法司委上程の

後に任期満了で自動廃棄された。その後、2010年10月総理室主管で総理室、法務部、特許庁、全経連、弁護士協会、弁理士会が参加する特許訴訟管轄集中TFが構成されたが、合意案の作成には辿り着くことができず、TF会議の議論は中断された。

また、知的財産権訴訟の代理問題を解決するため、17代、18代国会で弁護士・弁理士共同代理制度の導入に向けた弁理士法改正案が発議されて知識経済委員会を通過したが、やはり法司委上程後に任期満了で廃棄された。その後、2010年12月弁理士の訴訟代理権関連の憲法訴願が提起されたが、憲法裁判所は特許侵害訴訟は高度の法律知識及び公正性と信頼性が求められる訴訟であるため、弁護士にだけ特許侵害訴訟の訴訟代理を許すべきであると判示した。但し補充意見として、特許侵害訴訟で弁理士の法律専門性を強化するために信頼性の高い能力担保措置を講じた後、弁護士と弁理士の共同訴訟代理を許容することで訴訟の迅速化及び専門化を図り、訴訟当事者の權益が充分保護されるよう、立法的措置をとることが望ましいという意見を提示した。

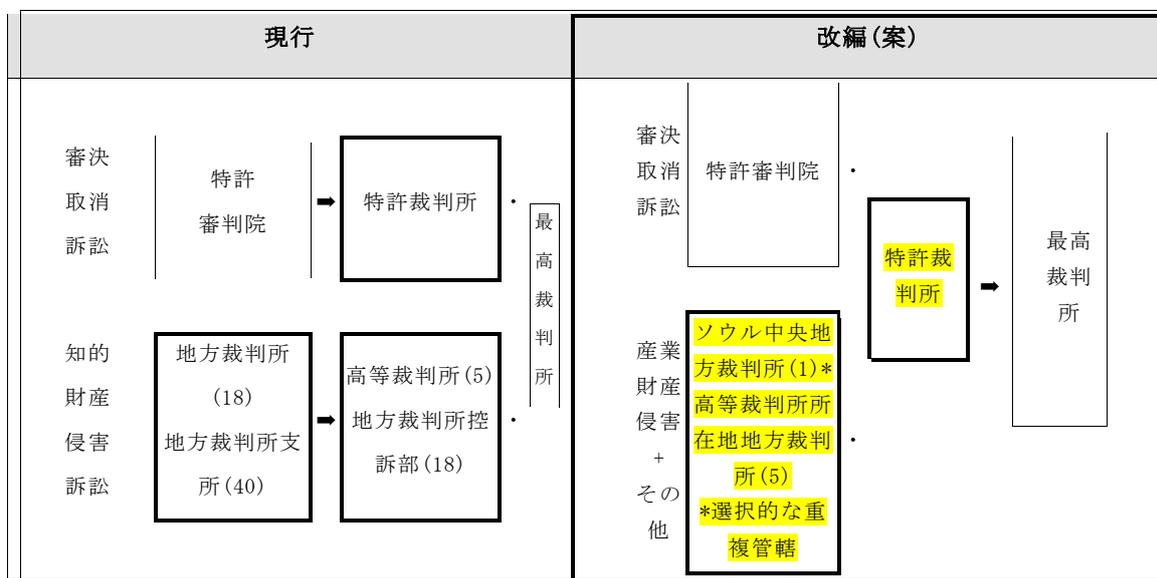
このように利害関係者の立場の違いによって平行線をたどっていた知的財産権訴訟制度に対して2012年1月第3回国家知識財産委員会で政府レベルで改善を推進することを議決した。それによって2012年3月7日国家知識財産委員会、法務部、特許庁、産業界、弁護士協会、弁理士会など関係省庁・機関が参加する「知的財産権紛争解決制度の先進化特別専門委員会」が構成され、議論を始めた。

特委は2012年3月7日から2013年9月6日まで1年6ヶ月間に計16回の会議を通じて「特許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」の二つの問題を集中的に議論した。その結果、「特許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」に対する改善策を導出し、2013年11月13日第9回国家知識財産委員会本会議で改善策が議決された。

まず、「特許訴訟の管轄集中」に対しては知的財産権侵害訴訟1審はソウル中央地方裁判所・大田地方裁判所の専属管轄とし、2審は特許裁判所に集中させることを決めた。但し、特許・商標など産業財産権侵害以外の訴訟はその他地方裁判所・高等裁判所と重複管轄することにした。

国家知識財産委員会の決定に対する後続措置として、2014年4月第9回司法政策諮問委員会は1審を高等裁判所所在地に管轄させるものの、但しソウル中央地方裁判所と選択的な重複管轄を認め、2審を特許裁判所に管轄を集中させる案を議決した。以後法務部・裁判所行政処など関係機関の協議を通じて司法政策諮問委員会案で改善方向を決め、2014年9月国会「世界特許ハブ国家推進委員会」を通じて法律改正案を発表した。2015年2月民事訴訟法及び裁判所組織法など関連規定の改正案が発議され、同年11月19代国会で改正案が最終通過した。

<図IV-1-8>管轄集中による知的財産権の訴訟体系



次に特委は「訴訟代理の専門性強化」のために訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入及び弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であるという改善策を提示した。

そこで2015年5月から毎月1回法務部、国家知的財産委員会、特許庁が特許司法制度の改善をテーマに議論した。また、民事訴訟法・知的財産権法の教授、特許裁判所の裁判官など専門家の懇談会、裁判所行政処との制度改善案立法協議、大韓弁理士会・大韓弁護士協会・企業界など関係機関会議などを通じて主要利害関係者の多様な意見を取り集めた。

また、弁理士が特許侵害訴訟に参加できず、それによって訴訟の当事者が被る不利益を防止するため、弁理士の訴訟参加を許容する方向の改善案を法務部と協議中である。

<表Ⅳ-1-11> 知的財産権訴訟代理制度の改善案

<特委の合意案(2013. 9. 4.)>

1. 韓国特許訴訟の先進化に向けた制度改善の方向として訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入を推進する。
  - 特許弁護士制度は3年以内の準備過程を経て施行する。但し、1年以内の経過期間において施行することができる。
  - 特許弁護士制度の導入に向けて弁護士及び弁理士制度の改編など関連課題は法務部と特許庁など関係機関間の協議を通じて準備する。
2. 弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であり、そのための追加議論と調査研究を経て制度改善を推進する。

ハ. 評価及び発展方向

国家知識財産委員会で議決された改善案は長期間提起されてきた知的財産権訴訟関連の課題に対して関係省庁、関係団体など政府と利害関係者が参加して制度改善案を講じたことに大きな意義がある。

特許訴訟管轄集中は裁判所・特許庁など関係省庁と関連団体などが合意して設けられた制度であり、国会立法済みである。それによって国内知的財産権訴訟の専門性強化に大きく貢献できると見られる。

一般法特則の特許法への導入に関する関係省庁または利害関係者の意見対立によって制度改善に難航していたが、知的財産権訴訟体系を整備するための関係省庁間の持続的な協業と国会・民間の立法推進努力などを通じて制度改善が切実であるという認識を拡散させ、それを通じて制度を改善したのは大きな成果と言える。

## 第2章 海外知的財産権の紛争対応支援

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 書記官 チェ・チョルスン

#### 1. 推進背景及び概要

知的財産権紛争の基本的な傾向は市場において可視的な存在感が現れる市場シェアを持つ製品とサービスに対して侵害問題が台頭していることである。このような脈絡から、韓国企業の技術水準の向上や製品とサービスの競争力向上によって対外輸出も増えたことで、2009年154件であった国際特許紛争件数が2013年342件と大幅増加した。以後韓国輸出企業の知的財産権に対する認識がある程度強化され、政府の知的財産権紛争予防及び対応支援策などを通じて韓国企業の国際特許紛争件数は2014年300件、2015年259件と減少傾向にあるが、依然として新しい技術分野を中心に知的財産権紛争が持続的に発生している(韓国知的財産保護院調査)。

海外知的財産権紛争の激化は韓国企業の成長の足枷となっているが、外国企業の特許攻勢による輸出中断、過剰な訴訟費用負担などによって韓国企業の海外市場進出において問題となっている。輸出過程において先進国からは特許保証を要求されたり、展示会物品を押収されるなどの被害が多く、途上国では模倣品が出回るなどによる被害が多く発生している。特に、中国、ASEAN地域との貿易増加及び韓流ブームなどで韓国企業製品の人気急上昇し、韓国企業のブランド被害も持続的に増加傾向にある。特に、海外現地で模倣品の流通による問題だけでなく、現地人による韓国ブランドの無断先占は韓国企業の海外進出を準備している企業及び政府に大きな示唆点を示している。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外でより積極的に市場を開拓して製品とサービスを輸出することで国家経済に寄与できるようにするためには海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した場合は紛争対応を支援

することを政策的に拡大する必要がある。

## 2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような海外知的財産紛争に対する支援を拡大するため、「韓国企業の国際特許紛争に対する対策(党政協議会、2013.8)」、「輸出中小・中堅企業の国際知的財産権紛争対応総合対策(経済長官会議、2013.11)」、「K-ブランド保護総合対策(国家知識財産委員会、2014.2)」、「知財権訴訟保険発展3ヵ年計画(国家知識財産委員会、2015.12)」のように、韓国輸出中小・中堅企業の知的財産権保護及び紛争予防を通じた国際競争力強化に向けて政府レベルの総合対策を講じて発表した。

また、2015年知的財産権紛争コンサルティング支援348社、訴訟保険支援149社など中小・中堅企業に対して知的財産紛争に備えた予防・対応支援を強化した。そして、特許管理専門会社(NPEs)の訴訟に備えるよう、知的財産権紛争の動向、判例情報などを調査して専門サイト([www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr))で紛争情報を提供している。

海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など6カ国の11ヶ所に設置されている海外知識財産センター(IP-DESK)を通じて効果的に対応できるようにし、知的財産権紛争多発地域を中心に40の在外公館及び21のKOTRA現地貿易館に知的財産担当者を指定して現地で対応できるよう支援した。

そして、海外知識財産センターが設置されていない地域における知的財産権紛争の発生、韓国企業の進出が活発な国家における韓国企業の知的財産権保護及び紛争に対する初期対応のために国内外専門家プールを構築(2015.2)した。

また、第3国で生産された韓国ブランド模倣品の世界的な拡散及び流通を防止するため、特許庁と関税庁間の政策協議会を運営(2015年2月、7月)し、中国など外国税関と知的財産権保護に向けた各種協力事業を推進し、韓国企業が現地税関に知的財産権を登録することで税関段階で模倣品が取り締まれるように支援した。

### 3. 評価及び発展方向

海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が大企業に比べてまだ不十分な中小企業に対して紛争コンサルティング、訴訟保険支援、紛争情報を提供する政策的な努力を通じて、実際海外輸出の前・後段階で発生した様々な紛争状況にうまく対処して良い成果を出した事例が多く登場した。

国内市場に安住せず、海外市場の開拓を通じて生き残りを図らなければならない韓国企業の経済的な環境を踏まえ、今後も持続的に海外知的財産紛争に対する支援は拡大していく予定である。特に、量的には紛争コンサルティング・訴訟保険の支援企業数をさらに増やし、質的には特許紛争情報を産業別に細分・提供するなど、様々な方法の実効的な政策を企画・遂行していく予定である。

しかし何より重要なことは、海外進出を控えている企業はまず進出しようとする国家において知的財産権を確保することが紛争予防の最善策であることである。特に、最近韓流ブームが起きているアジア国家を中心に商標権をめぐる紛争が持続的に増加していることを考慮し、韓国企業が商標権を先に確保してから進出できるよう、企業及び業種別産業団体と協力して多様な政策的な支援を強化していく計画である。

## 第2節 海外知的財産権の保護強化

### 1. K-ブランド保護及びIP-Deskを通じた知的財産権支援の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 クァク・スホン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外IP-DESK事業を運営している。2008年には知識經濟部と特許庁が共同で運営し、2009年からは特許庁が単独で中国の北京・上海・広州・瀋陽、タイのバンコク、ベトナムのホーチミンなど7つの地域でIP-DESKを運営した。2012年米国のLA、2013年ニューヨーク、2014年にドイツのフランクフルト、2015年日本東京にIP-DESKを追加オープンし、現在6カ国、11ヶ所でIP-DESKを運営している。

また、中国・ASEAN地域において侵害被害の多い韓国ブランドの紛争予防及び紛争対応体系を構築するため、外交部、関税庁など関係省庁が合同で「K-ブランド保護総合対策」を打ち出し、国家知識財産委員会を通じて議決・発表し、韓国輸出企業の知的財産保護及び競争力向上に向けた支援政策を強化している。

#### ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権紛争を予防するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保することが何より重要であり、紛争に適切に対応するためには侵害内容を正確に調査・把握し、現地の法律と手続きによる適切な戦略を立てることが重要である。

しかし、韓国の中小企業は「輸出が先で商標確保は後」という企業慣行のため、海外における権利確保を通じた紛争予防努力も不十分であるだけでなく、知的財産権専門人材や管理戦略の不在によって知的財産権紛争対応能力も足りない状況である。

そこで特許庁はIP-DESKを通じて知的財産権無料相談とともに、現地商標出願費用など権利確保支援はもちろん、海外模倣品侵害調査及び取締り費用の支援、現地取締り公務員に対する模倣品識別セミナーとともに国内招請研修事業も展開するなど多様な形態の支援事業を行っている。特に、模倣品識別セミナーは2015年中国、タイ、ベトナムで計7回にわたって現地の取締り公務員計548人を対象に実施し、海外進出企業の商標目録集を製作して知的財産権侵害物品取締り公務員に配布した。これをきっかけとして中国地方政府が韓国企業のために自発的に取締を実施し、約790個余りの模倣品を押収した成果は意味があると言える。

また、オフラインだけでなくアリババ、タオバオなど中国内のオープンマーケットを通じた模倣品の流通に対応するため、韓国企業製品に対するモニタリングを強化した結果、約18,000件余りの模倣品を摘発し、販売サイトを削除措置した。

同時に、産業団体、貿易協会など輸出関係機関との連携を通じて海外進出企業向け知的財産権説明会を国内外で開催したり、関税庁とともに政策協議会を構成して海外税関取締り公務員向けの模倣品識別セミナーなどを開催し、模倣品の水際措置を強化した。

そして、日本に進出する韓国企業の知的財産権問題を解決するため、2015年6月日本東京でIP-Deskを新規開所した。最近先進国を中心に韓国企業関連の紛争が増加傾向にあり、主要輸出対象国である日本は特許訴訟2位の紛争頻発国家である。

そこで、特許庁は東京IP-Deskに知財権専門家である弁理士を採用し、弁理士が直接IP-Deskの支援事業を運営し、高品質の知財権保護サービスを提供している。

その他にも権利確保に向けた商標出願支援件数の拡大、現地模倣品に対応するための侵害調査支援費用の上方修正、海外現地の取締り執行力を強化するための公務員招請研修の拡大、海外税関と現地知的財産権関係機関との国際協力などを強化し、2014年関係省庁合同で国家知識財産委員会を通じて議決・発表した「Kブランド保護総合対

策」の細部実行戦略を推進した。

2016年にもK-ブランド保護に向けて国家知識財産委員会内の「知的財産権保護政策協議会」を通じて関係省庁と細部実行戦略を議論し、産業団体中心の模倣品取締支援、知財権権利確保の重要性に対して持続的に広報を展開していく計画である。

<図IV-2-1>青島模倣品識別セミナー(2015.6)



<表IV-2-1>2015年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2015年	中国					タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本	
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京	
知的財産権 相談	5,992	330	1,119	745	685	474	343	325	1,079	540	320	32	
出願	受付	1,452	262	163	141	159	300	71	93	116	67	30	50
	出願	692	113	55	66	44	153	43	55	91	9	34	29
侵害調査	25	2	10	3	4	3	1	2	-	-	-	-	
説明会	52	5	2	1	12	1	1	3	7	7	12	-	
協力チャンネル	163	7	6	8	21	25	54	4	12	17	9	-	
情報提供	250	19	3	10	10	40	26	5	93	22	22	-	

#### ハ. 評価及び発展方向

K-ブランド保護への取り組みとして、政府省庁、関係機関との協業、権利確保の重要性を知らせるための認識向上活動などを通じて企業の「先輸出ー後出願」の慣行が改善されつつある。その結果、昨年IP-Deskを通じた海外商標出願申請件数は大きく

増加した。

また、知財権紛争がIP-Desk設置国家のみならず、全世界的に発生している現状を反映し、海外各地域にインフラを構築しているKOTRA本社に知的財産権専担チームを新設し、2016年から世界各地に進出している韓国企業を支援する計画である。

従来は海外知財権紛争が発生する場合はIP-Deskが設置されている11カ所の都市でKOTRAを通じた支援が可能であったが、その他の地域では韓国知的財産保護院を通じて支援を受けざるを得ないなどの問題があった。

このような問題を解決するため、特許庁とKOTRAは全世界のKOTRA貿易館を通じて現地で発生する知財権紛争に対する支援申請を受け付け、サービスを提供することを決めた。

IP-Desk設置有無とは関係なく、海外紛争対応支援の効率化を図るため、IP-Desk未設置地域に対する支援事業の遂行主体をKOTRAに一元化し、全世界的な海外知財権保護支援体系を構築する計画である。

また、最近中国西部地域への韓国企業の進出が活発になっていることから、中国西部地域における知財権紛争も増えているが、IP-Deskは中国東部に偏っているため、西部地域に対する支援は不十分である。それを受け、特許庁は2016年中国西部地域の経済中心地である「西安」にIP-Deskを新設して、中国東部のみならず西部地域に対する支援も強化する予定である。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産保護を強化するため、政府省庁及びKOTRA、韓国知識財産保護院など関係機関との協力の下で、輸出競争力を高めるための各種支援施策を持続的に推進していく計画である。

## 2. 企業の国際特許紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ムン・ウンジョン

## イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界市場進出拡大によって外国企業からの特許攻勢が激化している。紛争の対象になる企業も大企業のみならず中堅・中小企業まで拡大しており、半導体・デジタル分野では売上高10億ウォン以下の小さい企業も紛争の対象となっている。海外競合社からの過剰なロイヤルティー及びライセンスの要求は韓国企業の価格競争力を低下させる一方、莫大な特許訴訟費用(平均約300万ドル)は韓国企業の輸出における足枷となっている。

国内MP3輸出中堅企業A社が外国企業の特許侵害警告状を受け取った後、それに対して効果的に対応できず米国輸出を諦めざるを得なかった事例からもわかるように、海外で発生する知的財産権紛争の事前予防及び解決のためには競合社の特許分析など十分な事前準備が如何に重要であるかが分かる。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2015年特許庁が実施した知的財産活動実態調査の結果報告書によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約20.6%に過ぎないなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も過剰な時間と費用の発生などで困っていることが分かった。

そこで特許庁は韓国企業の知的財産権紛争の対応能力を強化するため、紛争情報及びコンサルティングの提供など紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

## ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に対し円滑に対応できるように知的財産権紛争情報インフラを構築し、特許管理専門会社((NPEs : NON-PRACTICING ENT

ITIES)の活動動向を随時把握するとともに、関連データを体系的に整理して国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊した。また、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティング及び訴訟保険加入支援など紛争対応に必要な資源を提供した。

#### 1) 国際知的財産権紛争関連情報の提供

特許管理専門会社(NPEs)との訴訟に備えたオーダーメイド型紛争情報を提供した。

NPEs訴訟アラームサービスを通じてNPEsからの告訴された事実などを該当企業に案内し(2014~2015)、3Dプリント、スマートカー分野、IoTに対する海外特許紛争対応戦略シナリオを構築した。また、2015年から主要知財権 이슈ー及び判決に対して分析・整理したIP Insightの提供を開始した。

---

#### <参考> 特許管理専門会社(NPEs)とは?

NPEsは様々な定義があるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEsは①特許権を企業に行使してロイヤリティーを受ける攻撃型NPEs、②攻撃型NPEsに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することで将来特許紛争を遮断する防御型NPEsに分類できる。最近 이슈ーになっているパテント・トロール(Patent Troll)は攻撃型NPEsの一部に該当する。

---

最近外国における知的財産権訴訟判決の傾向を提供するため、主要国の知的財産権判例及び訴訟事例分析報告書を発刊した。商標・デザイン分野の主要判例100件を深層分析して示唆点を分析した。また、国別の知的財産権法・制度及び進出企業の事例を整理した海外知的財産権保護ガイドブックを改訂・発刊した。

#### <表IV-2-2> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計28種：地域別26種、特性別2種)

アジア(12種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス
アメリカ(5種)	米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国
特性別(2種)	輸出企業チェックポイント、EU圏の保護実務ハンドブック

## 2) 国際知財権紛争コンサルティング

2015年には知的財産権紛争発生への恐れがある、もしくは紛争が発生した中堅・中小企業348社を選定し、紛争予防・対応コンサルティング費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。コンサルティング支援事業に選定された企業はコンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認したり、他社の権利主張にどのように対応していくかに対する戦略を樹立することができる。

### <表IV-2-3> 知的財産権紛争対応コンサルティングの成功事例

- ・(紛争事実)携帯電話クリーナー国内製造業者であるA社は日本R社から警告状を受けたため、海外取引先から侵害問題による取引中断の通知が届く。
- ・(支援内容)警告状に記載された問題の特許及び日本R社の登録特許分析、無効資料の確保及び対応策を構築。
- ・(成果)2億ウォン以上の売上被害を防止し、回避設計を通じて日本だけで追加2.5億ウォンの輸出契約を達成。

## ハ. 評価及び発展方向

2014年にはIP-NAVI内の知的財産権判例情報検索システムの機能を改善し、DBを再整備することでユーザーの検索利便性を高めた。2016年からは代理人情報検索システムを構築し、国際知財権紛争コンテンツをブランド化してIP-Daily、IP-Insightに統合して提供する予定である。

一方、紛争予防・対応コンサルティング支援事業はその経済効果が約409.37億ウォンであり、政府予算投入に比べて13.4倍の効果が発生するものと評価されており、支援を受けた企業のうち39.8%が海外輸出中、38.5%が輸出準備中であることが分かった(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の事後追跡調査及び経済効果分析、2015.12、公共政策成果評価研究院)。

今後も韓国企業が自ら外国企業との知的財産権紛争をスムーズに解決できるよう、知的財産権紛争関連の情報を量的・質的面を継続して拡充するだけでなく、企業が情報を有効に活用できるよう積極的に支援する計画である。これに伴い、今後は海外知的財産権保護ガイドブックを随時改訂することで常に最新のコンテンツを提供するとともに、企業が「国際知的財産権紛争情報ポータル」が保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

また、国際知的財産権紛争予防コンサルティングは企業の海外進出段階及び知財権紛争状況によるオーダーメイド型コンサルティングを支援し、創業段階の小企業の紛争対応力を高めるためのスタートアップIP保護コンサルティングを実施する予定である。

その他にも支援事業説明会及び知財権保護セミナーの開催を支援し、知的財産権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上に力を入れる予定である。

### 3. 知財権訴訟保険の活性化を通じた企業支援強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ムン・ウンジョン

#### イ. 推進背景及び概要

国際特許紛争の全世界的な拡散、発展途上国における模倣品流通の急増などによって、特許庁は海外進出企業の紛争危険の予防及び紛争費用の緩和のため、訴訟保険支

援事業を2010年から運営している。

中小・中堅企業が知財権訴訟保険に加入する際に加入保険料の一部を支援しており、支援比率は総保険料の最大70%（中小企業基準、中堅企業は50%）である。2014年には少額保険とNPE防御保険、2015年には中国進出企業のための団体保険を発売して試験運営するなど、保険商品を多様化している。

#### ロ. 推進内容及び成果

海外進出を準備している韓国企業が知的財産権紛争に適切に対応するためには紛争対応のための安全装置が必ず必要である。知財権訴訟保険に加入した企業は輸出過程で直面し得る知財権紛争に事前に備えることができ、紛争発生時にも紛争費用の補填が可能である。

知財権訴訟保険支援事業に参加する保険社も拡大され、2016年遂行保険社はDONGBU火災、KB損害保険、現代海上、NH農協損害保険、MG損害保険、The-K損害保険など計6社である。

支援企業の数も増え、2015年119社、2016年149社を支援した。訴訟保険加入支援の経済的な効果は約28.6億ウォンで、政府支援金3.7億ウォン対比7.7倍と評価されており、支援企業の83.7%が訴訟保険加入が企業経営の安定化に、75.5%が技術事業化に寄与していると答えた。（知財権訴訟保険支援事業の成果分析及び運営改善方策の樹立、2015年12月、公共政策成果評価研究院）

#### ハ. 評価及び発展方向

知財権訴訟保険の活性化を図るため、企業の加入需要の拡大、多様な保険商品、支援インフラの構築などが必要である。今後特許庁は保険社の積極的な保険商品の開発及び買収などのための評価体制を導入し、需要者ニーズの高い保険内容、保険料、保障範囲などの発掘及び改善を推進する予定である。また、加入企業を拡大するため、

自治体との共同支援、輸出企業支援企業との連携など効率的な保険拡散体系の構築を推進し、さらには知財権訴訟保険支援に対する認知度を高めるための広報活動にも力を入れる計画である。

## 第3章 知的財産権分野におけるグローバルリーダーシップの強化

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 電算事務官 チョン・イクス

#### 1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界に拡大したことで、知的財産分野における国際協力の重要性も増大しつつある。そこで特許庁は韓国国民に実質的に役立てる国際協力の推進を目指して先進5カ国特許庁(IP5)協力を通じた友好的な海外知的財産保護環境作り、知的財産行政韓流の拡散、知的財産行政サービスの国際競争力の強化など多様な事業を推進している。

2015年中国の蘇州で開催された第8回IP5長官会合では5庁が重点的に推進すべき業務分野を選定するなど、今後IP5協力の青写真を盛り込んだ「IP5共同宣言文(Joint statement)」を採択し、特許制度ユーザーと一般人に改善されたサービスを提供するための5庁の心構えと今後の協力方法を発表した。

また、産業界からの意見を集めてシステム構築過程でまず先に備えるべき5つの主要機能に対する推進方向(Vision)に合意するなど、これまで議論段階に止まっていた世界特許審査情報システム(Global Dossier)<sup>19</sup>を構築するための基本骨子を設けた。

2015年は二国間協力を通じて韓国企業に友好的な海外知的財産環境を作るためにも大きな努力を傾けた1年であった。米国、中国、ヨーロッパなどと二国間会議を開催して持続的な協力関係を確認し、特に米国との「共同調査プログラム(CSP)」のパイロット実施に向けたMOUを締結し、韓国出願人の米国特許獲得における手数料の削減

---

<sup>19</sup> IP5の特許審査進行状況を一括照会し、自分の出願を管理することもできると同時に、直接出願も可能なオンラインシステム。

及び期間短縮に成功した。一方、韓国企業の進出が増加しつつある新興・途上国との協力も拡大し、ASEAN、中東、アフリカ、中南米国家と友好的な協力関係構築に向けた二国間会議を持続的に開催した。また、韓国企業の海外知的財産紛争に効果的に対応するため、中国広州に特許館を新設するなど在外公館及び貿易館の知的財産担当者の指定を持続的に拡大した。

国際機関を中心とする多国間議論を通じて遺伝資源の保護、地理的表示の保護、デザイン法条約の採択など知財権グローバルイシューに対しても主導的に対応した。WIPOとWTOを主な舞台として知財権制度の強化を図る先進国と知財権制度の弱体化を図る途上国の立場の差が依然として続いている中、地理的表示の国際的な保護イシューをめぐって旧大陸と新大陸という先進国間の新たな対立構図が表面化した。韓国特許庁はこのような複雑微妙な国際知財権力学関係の中で韓国と利害関係を共にする国家との協力関係を強化し、必要な場合は共同対応することで韓国の国益を最大限反映するために戦略的かつ主導的な対応活動を展開した。

一方、自国の知的財産権が海外で安定的に保護されることを希望する各国の取り組みも強化されているが、貿易交渉において知的財産権分野を核心議題として持つていくことが代表的な事例である。それを反映して大半のFTAにおいて知的財産権分野は一つの独立したチャプターとして構成されるのが一般である。2014年中国、ベトナムなどとのFTA妥結の際に、知財権分野の別途交渉を通じて未登録商標の保護など韓国企業を保護する方法を設け、現在進められている韓・中・日及びRCEPなどのFTA交渉においても別途の知的財産権チャプターを通じて議論をリードしている。

韓国の高まったプレゼンスを基に特許行政サービスの輸出を拡大している。2011年モンゴルにODA(政府開発援助)形態で韓国型特許情報システムの構築を初めて完了して以来、2013年アゼルバイジャン、そして2015年にアフリカ広域知財権機関(ARIPO)に特許情報システムの構築を完了した。また、2014年2月にはアラブ首長国連邦(UAE)と知財権協力MOUを締結して6月から特許審査代行サービスを開始し、これを基に2016年にはUAE政府がシステム構築費用を全額負担する輸出形態のシステム構築事業の契約を締結する予定である。

知的財産シェアリング事業も持続的に拡大している。途上国向けの適正技術及びブランド開発を持続的に支援しており、国際知的財産教育を通じて途上国の知財権能力を強化し、知財権格差(IP-Divide)の解消にも寄与した。

国際知財権議論における主導的な参加と韓国制度への反映を通じて韓国知的財産システムの国際競争力を強化した。特許分野は先進特許分類体系であるCPC<sup>20</sup>の全面導入で全ての新規出願にCPCを付与し、既存文書のCPC返還作業も持続的に進めている。また、多国間特許審査ハイウェー(PPH)を施行(2014年1月)して統一された要件と様式でPPH申請が可能になり、特許庁間の審査品質に対する相互信頼を確保し、審査結果活用基盤を構築するために日本、中国、ドイツなどと共同先行技術調査事業を施行した。また、デザイン分野の国際出願制度であるハーグ協定の施行を通じて韓国企業が海外デザイン権を手軽に獲得できる基盤を整えた。

## 2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は、知的財産が国家競争力の強化に向けた核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルで努力を傾けている。

### イ. 米国

米国特許庁は「2010-2015知的財産戦略計画(以下、2010-2015 戦略)」に続き、「2014-2018 知的財産戦略計画(以下、2014-2018戦略)」を発表した。今回発表された2014-2018戦略は、米国特許庁が特許及び商標の品質向上と審査期間の短縮、国際社会における知的財産保護及び執行強化を目標に取り組んできた「2010-2015戦略」が満了される前に立案したものであり、米国の改正特許法(AIA : America Invents Act)制定以降に変化した周辺の環境を反映し、これまで一貫して取り組んできた米国の特許改革努力の成果を発展的に継承しようとした点に意義がある。

---

<sup>20</sup> Cooperative Patent Classification : ヨーロッパと米国が主導する最新特許分類体系

また、米国特許庁は特許品質を強化することで世界最高水準の特許システムを構築するための推進策として「特許品質向上計画(Enhanced Patent Quality Initiative)」を樹立・発表し、同計画に基づいて審査官及び国民向けの教育、組織の簡素化、地域事務所の運営時間の拡大などの措置を取っている。

米国特許庁は2015年1月22日、短期的な成果達成中心であった既存ITインフラ戦略を改善することで、米国特許庁の長期的な便益の最大化及び核心出願システムの現代化を推進するため「戦略IT計画2015-2018(Strategic Information Technology Plan for 2015-2018)」を発表した。それによる措置として、既存特許ITシステムを再設計して特許出願から登録までの全過程を電子的な手続きで提供する「Patent End-to-End(PE2E)」システムの導入を推進している。その他にも特許検索DB(Patent Assignment Search database)を改善し、「特許出願アラムサービス(patent application x-alert services)」を無料提供し、「特許関連申請タイムライン(Patents Petitions Timeline)」を構築するなど、特許関連ITシステムの全般的な改善作業を進めた。

一方、米国特許庁は特許審査の効率性を高めるため、日本特許庁(JPO)及び韓国特許庁(KIPO)と其々「特許共同審査パイロットプログラム(Collaborative Search Pilot Program、CSP)」を実施することに合意し、それによって日本特許庁とのCSPは2015年7月1日から、韓国特許庁とのCSPは2015年9月1日から施行されている。

FY2015年基準で特許審査官は9,161人で前年比141人が減少し、特許審査期間は審査着手が平均17ヵ月9日、審査終結が平均26ヵ月18日を達成した。商標の場合は、審査官456人で、審査着手が平均2ヵ月、終結が平均10ヵ月3日を達成し、前年と同レベルを維持した。

米国は知的財産権分野においてグローバルリーダーシップを確保するための多様な活動も持続的に続けている。2015年1月1日からCPCを全面導入してCPC拡散をリードし、2015年3月産業デザイン国際登録に関するハーグシステムに加入して一つの出願で世界60カ国余りにデザイン出願が可能になった。また、中国と知財権協力に関するMOUを締結し、両国の知財権制度の発展と保護強化に向けた協力を強化していくことに合意した。審査積滞解消のために特許審査ハイウェイ(PPH)対象国を31カ国に拡大して

特許審査ハイウェイ利用者も着実に増加し、FY2015年には計7,200件のPPH出願があった。また、知的財産認識向上のために米国特許庁傘下の国際知的財産研修院（GLOBAL INTELLECTUAL PROPERTY ACADEMY）を通じて知的財産権関連の政府省庁、中小企業知的財産権担当者等の自国民3,021人に対する教育訓練を実施しただけでなく、140のプログラムの100カ国の5,283人に達する外国人向けの訓練過程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通じて持続可能なグローバル知的財産システムを拡大に向けた米国の努力が伺える。

#### ロ．日本

日本の知的財産戦略本部は2013年に「知的財産政策ビジョン」を樹立し、「知的財産基本法」に基づいて毎年「知的財産推進計画」を公表している。知的財産政策ビジョンは①産業競争力の強化のためのグローバル知的財産システムの構築、②中小・ベンチャー企業の知的財産マネジメント強化支援、③デジタル・ネットワーク時代に備えた環境整備、④コンテンツを中心とするソフトパワーの強化を4大戦略として提示している。特に2015年6月には「知的財産推進計画2015」を公表し、ビジョンに対応する細部業務推進計画を提示するとともに、2015年ビジョン施行3年目を迎えて推進し難い3大重点課題を選定して知的財産戦略本部傘下の検証・評価・企画委員会などで踏み込んだ研究を進めた。

一方、日本特許庁は知的財産の創造・保護・活用に寄与する制度的な基盤を通じて「知的財産立国」を実現させるため、特許審査期間の短縮と審査品質向上活動も活発に推進している。特に、2014年には産業構造審議会の知的財産分科会内に審査品質管理小委員会を設立したが、同委員会は世界最高品質の審査を実現するため、特許・デザイン・商標審査の品質管理強化活動とともに、審査品質管理状況、審査実施体制などに関する外部専門家の客観的な評価を審査業務に反映するための活動を展開している。

審査品質を高めるための努力の一環として2015年4月、「審査品質管理の充実化方策」報告書を公表し、審査品質管理に関する評価項目及び評価基準を備え、それによ

って評価を実施している。また、6月には特許審査品質管理マニュアル、デザイン審査品質管理マニュアル、商標審査品質管理マニュアルを公表して審査部は審査品質の維持及び向上に向けてPDCA(Plan・Do・Check・Act)サイクルによって審査品質管理業務を遂行するようにした。

日本特許庁は中小企業を支援するための政策も施行中であるが、中小企業の訴訟対策を支援するための補助金制度を新設し、現地の弁護士費用や訴訟準備費用など訴訟関連費用の2/3を最大500万円まで支援している。また、3月には海外進出を控えている中小企業に「海外進出の前/進出判断時/進出時」の段階別知的財産関連の訴訟リスク及び必要な予防策に対する情報を提供するための「中小企業の海外知的財産訴訟リスクに対する対策マニュアル」を製作・発表した。

日本特許庁は国民の知的財産情報アクセスにおける利便性を高めるための方法として2015年3月新しい特許情報プラットフォームである「PDCA(Plan・Do・Check・Act)」を開設した。同サービスはキーワードを入力するだけでも簡単に検索でき、文献番号、発明の名称、公開・公表分類など検索結果の情報が多様であることが特徴である。また、特許文献に対する中国語及び韓国語への機械翻訳サービスにも連携可能である。

一方、日本企業のグローバル活動を支援するための努力も行っている。日本企業の海外知的財産権活動を促すために2015年にチェコ、エジプト、エストニア、ルーマニアと各々特許審査ハイウェイ(PPH)を開始し、2015年末現在34カ国とPPHを実施している。特に、米国特許商標庁と特許に関する審査協力の強化に合意し、2015年4月から日本特許庁のPCT国際調査・国際予備審査管轄国に米国を含めることにした。

日本は新興国との知的財産権分野における協力強化にも努力を傾けている。そこで、2月26日、ミャンマーとの知的財産分野における協力強化のためにミャンマー科学技術部に日本特許庁の職員を長期派遣した。また、8月25日には日本特許庁とシンガポール知的財産庁(IPOS)間で「官民協力型審査能力向上プログラム」を開始した。日本特許庁はIPOSが9月からASEANの知的財産庁としては初めてPCT国際出願に対する国際調査機関・国際予備審査期間として本格的に運営され始めたことを受け、IPOSとPCT

国際出願の国際調査及び国際予備審査に対して日本企業を含むPCT使用者との対話を共同実施し、IPOSにPCTに基づいた制度及び運用の調和のために特許審査官を派遣した。

#### ハ. 中国

2015年中国の知的財産権業務の中で注目すべき点は知的財産権裁判所の円滑な運営である。北京(2014. 11. 6)知的財産権裁判所を始めとして、広州(2014. 12. 16)、上海(2014. 12. 28)知的財産権裁判所は各自特化した方法で訴訟事件を解決し、司法的な保護水準を高めている。北京知的財産権裁判所は知的財産権行政訴訟の中心管轄としての機能を果たしており、上海知的財産権裁判所は裁判公開を通じて司法判断の客観性を確保し、調停を通じた紛争解決にの乗り出している。また、広州知的財産権裁判所は技術調査官制度を積極的に運営して90%以上の1審特許民事訴訟を解決していることが分かった。

知的財産権の乱用行為に対する制裁が強化された点も注目すべきである。2015年2月、中国政府は米国のクアルコムに賦課した技術使用料の要求は反独占行為と判断し、約61億元(韓国ウォンで約1兆1,200億ウォン)の課徴金を賦課する制裁を下した。また、最高人民裁判所の発表によれば、最近2015年中国の裁判所に知的財産権濫用行為に対する救済を求める訴訟が増加傾向にあるが、これと関連して国家工商行政管理総局(SAIC)は4月知的財産権の誤用・乱用を規制するために「知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為を禁止する規定」を制定して8月付で施行している。このような措置は知的財産権関連の不正競争行為または半独占行為に対する処罰を強化し、公正競争環境を作ることで、中国が世界経済の中心として生まれ変わるために努力する姿を見せるための努力と言える。

中国は国際社会における知財権関連の影響力を広げるために様々な取り組みを展開している。シンガポールを始め、ASEAN国家との知的財産権協力を更に固めつつ、ロシア、モンゴルなど周辺国との交流を活発に行う一方、BRICS特許庁長官との会議を主導するなど国際社会で強力な影響力を発揮している。その他にもオーストラリア、

ニュージーランドとの知的財産権協力MOUの締結、米国との審査協力方法の議論などを通じて先進国との協力を重視する姿も確認できる。また、2015年9月、中国は世界知的所有権機関(WIPO)と「SIPO-WIPO自発的な寄付に関するMOU」を締結し、途上国に対する知的財産権及び技術支援に向けた信託基金を設けるとことを明らかにした。WIPOに信託基金を供与する国家が11カ国に過ぎないことを踏まえると、中国が途上国援助のための信託基金を設けたことの意味は世界知的財産権分野における中国のプレゼンスがますます強くなっていることを示している。

2014年12月10日、中国国務院は2014年から2020年までの国家知財権政策実行計画を盛り込んだ「国家知的財産権戦略深化実施行動計画(2014～2020)」を発表した。同計画において中国政府は知的財産強国を建設すると宣言している。同計画で提示した主要目標は①知的財産権の量的増大及び高品質の優秀知的財産権創出の強化、②市場価値の増大に向けた知的財産権の活用支援、③知的財産権侵害に関する事後対策及び事前予防を強化して社会的な満足度の増大、④知的財産権審査能力向上のための行政管理能力の強化、⑤知的財産権人材の増大及び知的財産権尊重文化の拡散である。

現在中国が知的財産権の進歩のために支援を強化している分野は中小・強小企業の成長である。中小企業のための知的財産権分野支援は既に世界的な傾向であるが、中国が今年これを更に強調したのはアイデア中心社会への認識転換を図っていることを示唆する。中国で航空、宇宙、鉄道のような重工業中心の国家基盤施設産業は政府主導によって大きな発展を成し遂げ、ある分野は既に先進国レベルに達している。しかし、相対的に製造業中心の中小企業の発展は遅れている方である。そこで中国政府は創業活性化及び製造業強化政策である「中国製造2025」を発表して製造業発展に向けた大きな絵を描く一方、具体的に中小企業の核心技術に関する知的財産権の確保と保護、ブランド競争力強化の重要性を強調している。

## 二. ヨーロッパ

2015年ヨーロッパの知的財産政策の主要イシューの一つはデジタル経済の発展と言える。電子情報通信技術の発達と多様な情報のデジタル化及びデジタル市場の拡大は

ヨーロッパの知的財産政策において最も重要な考慮要素と言っても過言ではない。それによってEUはデジタル経済で知的財産権の情報共有を図る同時に、オンラインを通じた多様なプラットフォーム支援に力を入れており、これを通じて国民の暮らしにおける便宜も図ろうと努めている。但し、デジタル市場拡大の裏面としてデジタル化の問題の一つである個人情報保護問題も台頭している。

一方、2014年度に続いてヨーロッパでは単一特許パッケージ(Unitary Patent Package)の議論が進んでいる。現在25カ国のEU加盟国が単一特許制度に参加し、現在イタリアが加盟を前向きに考慮している。一方、統合特許裁判所設立の場合、同裁判所の導入及び運営のためには最低13カ国の協定承認が必要であるが、3月ルクセンブルク、8月ポルトガルが同協約に批准し、計8カ国が加盟した状態である。それによってヨーロッパは2016年中に単一特許パッケージが開始できることを期待して関連する取り組みを続けている。

## 二. 対応策

主要国は自国の知的財産権競争力の強化のために多様な政策手段を活用している。これに対応するため、まず先に主要国では、知的財産権取得手続きの簡素化と保護強化のために整備している知的財産権関連法制の改正状況についての動向把握が必要である。変更される制度を熟知してないことによって発生する不利益を予防し、知的財産権保護関連制度と規定の十分な活用のためには現地情報に対する正確な接近が求められる。

その次に、激化する知的財産権紛争の流れをよく調べる必要がある。全世界的に景気低迷傾向の長期化によって先進国を中心に技術保護主義が更に強まる見通しである。それによって、海外進出あるいはグローバル市場でプレゼンスが高まっている韓国企業は大中小企業を問わず海外競合社とパテントトロールの標的になる可能性が常に存在する。したがって、政府レベルでは中長期的な観点から健全な知的財産生態系作りのための政策を展開し、企業の知的財産権関連の競争力を高めていかなければならない。また、増えつつある中国での知的財産権紛争にも備えなければならない。最

近中国内の知財権紛争件数が増加し、中国知財権専門裁判所が設置され、知財権に対する認識も向上している。一部韓国企業も中国現地の企業との知的財産権紛争に巻き込まれていることを踏まえると、韓国企業の精巧な中国進出戦略が求められている。

韓国企業の海外進出が増えている東南アジア、中東、南米、東ヨーロッパのような途上国及び新興国との知的財産権協力も一層強化していく必要がある。韓国企業の海外進出が多角化していることから、知的財産権協力においても先進国中心の協力から脱し、協力対象国及び協力分野を多様化する必要があるためである。韓国企業が知的財産権侵害の恐れなく、現地において思う存分活動できるよう新興国及び途上国の知的財産権機関との協力強化が一層要求されているといえる。

さらに、国際的な知的財産権規範に関する議論に積極的に参加し、効率的な知財権システムと制度の構築において寄与すべきである。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェイ制度を韓国企業の現状に適合するように改善し、共同審査のように庁間審査協力プログラムを拡大することで海外の特許活動がより便利かつ迅速になるように支援すべきである。また、特許法条約(PLT)、商標法に関するシンガポール条約のような国際的な知的財産権制度の統一化議論にも積極的に参加し、韓国企業に有利な方向に国際的な知的財産権規範が形成されるように取り組んでいかなければならない。

## 第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強固化

### 1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制

産業財産保護協力局、国際協力課 技術書記官 イ・ジンヨン

#### イ. 推進背景及び概要

知的基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策により、世界全体の知的財産の出願が着実に増加している。特に、韓・米・日・中・ヨーロッパなど先進5カ国特許庁の出願が世界全体の出願の約80%を占め、このうち26%程度が2カ国以上に重複出願されるものと推算されることから、IP5間の協力の必要性もまた高くなりつつある。

このような審査協力の必要性を痛感した5カ国の長官は、2007年5月にハワイにおいて初めて合い5ヶ国庁の協力について議論をスタートさせ、翌年の2008年5月に開催された次長レベルの実務会合においては韓国がIP5間の協力の必要性について力説した。以降、2008年10月27日～28日韓国の済州において開催されたIP5長官会合において、IP5業務協力のビジョンとこのビジョンを実現するためのIP5の10大基盤課題樹立に合意し、2010年4月に中国桂林にて開催されたIP5長官会合において10大基盤課題の短期所要資源が確定され、各庁の基盤課題の取組みを総括、調整するプログラム管理グループ(PROGRAMME MANAGEMENT GROUP)の責任と任務が確定され、10大基盤課題の取組みが本格的に加速化した。

2011年6月に東京にて開催された長官会合では、既存の業務協力に加え特許調和及びPCTを基盤とする業務協力強化の必要性について認識を共にした。一方、米国とヨーロッパが新たな内部の特許分類を独自の開発することになってから、同会合においてIP5間で運営中であった特許分類実務グループの責務(MANDATE)に対する改定の必要性について議論し始めた。以降の2012年6月にコルシカにおいて5カ国の産業界代表と5カ国の特許庁官が共に参加した会合が初めて開催されたが、これは特許制度利用

者の意見を反映することができる制度的装置を設けた点で高く評価されている。

2013年6月にサンフランシスコにて開催された長官会合では、これまで合意に至らなかったいくつかの重要イシューに対する合意がなされ、IP5が生産してお互いに交換した特許情報を第三者に無償又は最小限の費用で普及するための「IP5特許情報政策」と各国の特許審査情報をリアルタイムで見ることができる「グローバルドシエ (GLOBAL DOSSIER) システムの推進基本方向」に合意し、特許分類のための新たな責務を承認することによってFI(日本特許庁の内部分類)とCPC(米国とヨーロッパ特許庁が新たに作った内部分類)の漸進的調和を通じてIPC(国際特許分類)を改正しただけでなく、同年の10月にジュネーブで5カ国長官会合を通じて2014年1月からIP5 PPHを試験的に施行することに合意し、5カ国の出願人が一層便利に特許制度を利用できる新しい基盤が整えられた。

#### ロ. 近年先進5カ国特許庁長官会合の主な成果

2014年には韓国においてIP5次官会合(4月、大田)とIP5長・次官会合(6月、釜山)が開催されたが、これは2008年の済州にて開催された第2回IP5長官会合に続き6年ぶりに韓国が再び議長を務めることとなり、過去長官会合の中で最も多くの合意事項が導出された会合であった。

主な成果は、これまでIP5特許庁審査官同士でのみ共有していた特許審査の進行状況の情報をインターネットを通じて一般にも公開することに合意した点であるが、これは韓国政府が推進中である開放、疎通、協力の「政府3.0」基調と軌を一にするという点でより大きな意味があるといえる。具体的に審査進行情報は OPD(ONE PORTAL DOSSIER)というサイトを通じてIP5特許庁の審査進行情報を一目で見ることができるようにし、遅くとも2016年までにはIP5すべての特許庁において各自のサイトを構築することにした。

また、特許審査協力分野においてはIP5の審査業務協力の実効性を高めるため、各庁の審査結果を適切な時期に相互共有するようにした適時性戦略(TIMELINESS POLIC

Y)に合意し、「特許調和専門家パネル(PHEP; PATENT HARMONIZATION EXPERTS PANEL)」という別途の協議体を構成して議論を行っている特許制度及び実務調和分野においては、過去数年間の議論の末にIP5国で優先に取り組むべき議題3つを最終的に確定し、主題別に主導庁を指定したが、韓国は米国特許庁と共に「先行技術の記載要件」、中国とヨーロッパ特許庁は「発明の単一性」、日本特許庁は「明細書の記載要件」を担当することになった。

2014年の釜山での長官会合は、2012年からスタートした産業界(使用者)との疎通を通じた意見収集の努力が実質的な成果を収める重要な決定がなされた会合であり、IP5協力の長期的な方向性を設定し、使用者の要求を反映した特許制度の発展という取り組み方式を確固たるものにした点で、IP5協力の新たな段階への第一歩になったと評価できる。

2015年中国蘇州で開催された第8回IP5長官会合ではIP5が重点的に推進すべき業務分野を選定するなど今後IP5協力の青写真を盛り込んだ「IP5共同宣言文(Joint statement)」を採択したことで特許制度ユーザーと大衆に改善されたサービスの提供に向けたIP5の心構えと今後の協力方法を発表した。

また、産業界から意見を取り集め、システム構築の過程で優先的に設けるべき5つの主要機能に対する推進方向(vision)に合意するなど、これまで議論段階に止まっていた世界特許審査情報システム(Global Dossier)<sup>21</sup>を構築するための基本骨子を構築した。

IP5の制度と実務を比較して作成した事実確認報告書(Fact-Finding Report)の関連用語比較表を承認したことも第8回IP5長官会合の主要成果と言える。これを通じてIP5間の制度調和に向けた第一段階を無事遂行したと言える。

#### ハ. 今後の推進計画

---

<sup>21</sup> IP5の特許審査進行状況を一括照会し、自分の出願が管理でき、直接出願も可能なオンラインシステム。

2008年の濟州会合でIP5業務協力のビジョンとそれの実現に向けた10大基盤課題が樹立され、IP5協力の実態的な議論がスタートして以来、過去7年間のIP5の協力は実務グループ別に試行錯誤を重ねる過程である程度安定期に入った。特許分類実務グループ(WG1)はCHC(COMMON HYBRID CLASSIFICATION)<sup>22</sup>を経て、2013年6月GCI(GLOBAL CLASSIFICATION INITIATIVE)<sup>23</sup>に合意することでその協力の枠組みを整え、検索戦略と審査結果の共有、共通出願の書式、機械翻訳等の議論からスタートした情報化実務グループ(WG2)は、OPDを含むGLOBAL DOSSIERの取組みと特許情報の活用(普及)に集中し、特許審査政策実務グループ(WG3)は、審査官の訓練政策、審査関連統計等からスタートして現在は特許審査はハイウェイ(PPH)と適時性戦略をはじめとする業務協力(WORK-SHARING)、特許協力条約(PCT)分野の協力、品質管理だけでなく別途の特許調和専門家パネル(PHEP)会合を共に開催しながら特許制度の調和についての議論まで行っている。

これからのIP5協力はその根本的な目標である業務協力の効果的な実現、使用者中心の特許システムの構築、そしてIP5を通じた世界特許制度の発展という方向へと進む計画であり、そのために実務グループ別に整った推進枠組みの中で課題別に議論が益々活発化・多様化すると見られる。

このような側面で2016年6月に日本で開催されたIP5長官会合では、これまで自国法と規定などを問題に議論に消極的であったIP5のために相対的に足踏み状態であった特許制度調和関連議論が、IP5が姿勢を前向きに変えたことによって、議論により拍車がかかるものと見られる。2015年IP5長官会合で新たに承認されたGlobal Dossierの推進に向けた5大優先課題に対する実質的な推進方法と計画が議論され、Global Dossierの構築に向けた基本的な推進方向が定まるものと見られる。

---

<sup>22</sup> IP5が事前合意を通じて共通の意見(共通分類)を取りまとめた後、IPC改正を推進するプロジェクト(2013年6月に正式終了)

<sup>23</sup> 内部分類(CPC、FI)間でお互い一致した分野または新技術分野に対するIPC改正を推進するFRAMEWORK(2013年6月MANDATE承認)

## 2. 商標先進5カ国特許庁(TM5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン

### イ. 商標先進5カ国特許庁の協力推進の経過

#### 1) 推進背景

中国は近年10年余りの間、連続して商標・デザイン出願において多国を圧倒する出願量を記録しており、伝統的な多出願国である米国、日本、ヨーロッパ、韓国のみならず、最近ではインド、ブラジルなどの商標、デザイン出願もまた急増している。

各国の商標、デザイン出願の増加とともに注目すべきことは、一つの商標で複数の国に出願できる多国出願が増加傾向にあるという点である。複数国において商品とサービスを販売している企業の立場としては、一つの商標で複数国において登録を受けて使用する商標管理が必須の時代となっている。このような状況下において、韓国企業が主な出願国において商標・デザインの権利を簡単に確保できるようにするため、商標、デザイン分野における国際協力の強化に対する必要性が提起された。

#### 2) 商標IP5体制の形成

商標・デザイン分野における国際協力の強化に関する高まるニーズに応じ、韓国特許庁は2009年4月、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入について議論を始めた。2009年12月には商標3庁会合に公式的な参加意思を表明し、TM3は2010年商標3庁の会合における韓国のオブザーバーとしての参加を決定した。さらに2011年5月に開催されたTM3中間会合では、韓国特許庁の商標3庁会合の正式会員としての参加が決まり、2011年12月には第1回商標先進4庁会合を通じて商標先進4庁体制が本格的に発足した。この会合では新しい会合運営規則の制定、4庁間の協力事項についての検討及びユーザーグループとの懇談会など有意義な成果を導出し、韓国は商標・デザイン分野においてグローバル協力体制を強固なものにする契機を設けた。20

12年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が確定され、4庁間の協力体は先進5庁間の協力体制であるTM5に拡大された。

韓国特許庁は2011に正式会員として加入した後、商標・デザイン分野の協力事業に積極的に参加してTM5協力の進展に貢献した。その結果、2012年10月に開催された初のTM5定例会合では韓国特許庁が2013年TM5の議長国に選任され、2013年の中間会合と定例会合を開催した。

#### ロ．商標先進5庁会合の主な成果

##### 1) 2013年TM5定例会合の成果

韓国特許庁は2013年TM5の議長国として12月5日～6日の2日間にわたる定例会合の開催に成功した。同会合で韓国特許庁はTM5の長期発展方向を提示するとともに、新規協力事業として「審査結果の比較分析事業」を提案し、公式事業として採択された。

「審査結果の比較分析事業」はTM5間で同一商標に対する審査結果を比較・分析することで各国の商標法と審査基準、審査慣行等に対する差異を理解し、それを基に統一化を模索する一方、出願人に比較・分析資料を提供して海外出願時の審査結果の予測などに役立てようとしたものである。

また、2013年の定例会合では国内外のユーザーグループ代表70人余りが参加し、各国の制度について踏み込んだ質疑応答が行われ、TM5協力事業に対するユーザー側の意見を聞くことができた。

##### 2) 2014年の中間会合及び定例会合の成果

2014年の中間会合及び定例会合では、日本と米国が提案した「マドリッド国際出願に対する情報提供事業」と「非典型商標分類基準の作成事業」が新規事業として採択されてTM5協力の範囲が拡大する契機となった。また、図形商標検索システムの構築事業と悪意的な商標出願に対応する事業に対する最終報告書を採択し、これまで取組

んできた協力事業の可視的成果を導き出した。

また、2014年の定例会合では、TM5会合からデザイン関連の議題を分離させ、デザイン分野の別途5カ国協力体の設立に対する合意を導き出し、デザイン出願の増加及び国際協力需要増大により効果的かつ緊密に対応できる基盤を整えた。

### 3) TM5協力事業の進捗状況

2015年TM5中間会合及び定例会合ではTM5ウェブサイトのUser-friendly化方法を紹介し、TM5会員国はこれまでTM5ウェブサイトを開発・管理してきた韓国特許庁の努力に感謝を表した。また、6月末までTM5会員国に提示する改編案に対して高い関心を示し(審査結果比較分析事業関連)、現在までの進捗事項である研究対象選定のためのリスト(最終審査結果を含む)の送付及び研究項目に対する合意事項を説明した。

<表VI-3-1> TM5の主要協力事業

事業名		事業内容及び現状
韓国特許庁 (KIPO)	TM5 ウェブサイト	・TM5 公式ウェブサイトの構築・運営 ☞ ウェブサイトの初期画面、管理システムなどを user-friendly に改編中
	審査結果比較事業	・審査事例の比較・分析結果情報を提供 ☞ 比較・分析に必要な国家別事例を抽出中
米国 特許商標庁 (USPTO)	共通認定商品目録	・会員国が認める商品名称目録の構築 ☞ 毎月 30 個の各国商品名称の相互交換及び認定を検討中
	共通状態指標	・商標出願の法的な処理状態を表示指標として構築 ☞ 具体的な出願状態表示の可否を内部で議論中
	非典型商標の Indexing	・非典型商標の各国共通基準の構築 ☞ 各国の実務現状を把握中
ヨーロッパ 商標庁 (OHIM)	TM-class & Taxonomy	・国家別認定商品名称を検索システムの構築・運営 ・Nice 分類体系を階層化 ☞ Traffic light system 及び Taxonomy 構造関連の意見収集中
	TM-view	・商標出願・登録情報の検索システムを構築・ぬん営 ☞ 各国の参加を通じて事業終了
	共通統計指標	・共通統計指標の構築及び活用 ☞ 指標産出方法に対する各国の意見を収集中(例：審査官の定義)
日本特許庁 (JPO)	悪意的な商標 対応セミナー	・悪意的な商標出願に関するセミナーを開催 ☞ 最終報告書の発刊(国家別法・制度の update を持続的に推進)

イメージ検索 システムの構築	・各国の図形商標検索システムの構築、情報共有 ☞ 最終報告書の発刊(2016年、関連会議の開催予定)
マドリッド 出願情報の提供	・マドリッド出願手続きユーザーとの共有 ☞ 各国の出願手続きに関する情報収集中

## ハ. 今後の推進計画

2013年のTM5議長国として選出されたことや、TM5定例会合の開催国としての役割を担うことになったことは、韓国企業の国際的な商標・デザイン出願の便宜を図るという政策目標に基づきTM5協力体系を積極的に利用するための戦略によるものである。

韓国特許庁は2013年TM5議長国としての役割を充分果たし、定例会合を順調に開催したことで、商標先進5カ国協議体であるTM5における韓国特許庁の位置づけを堅固なものにした。また、2014年にTM5ウェブサイトオープンし、「審査結果比較分析事業」を効果的に推進することで、協力事業にも積極的に参加した。このような基盤を基に今後韓国企業の国際的な商標・デザイン出願における隘路事項をTM5加盟国と協力して解消していく計画である。現在進められているTM5協力事業が計画とおりに進まれて実を結び、新規協力事業を発掘して推進できるように加盟国との緊密な協力関係を維持していく。各国の指定商品・サービス業の目録が異なることによって発生する商品・サービス業名称の不明確による拒絶査定を減らせる共通認定事業目録事業、多国の商標を一括検索できるTM-View、商品名称の国別認定可否を一括検索できるTM-class等の事業は既にある程度実を結んでいる。特に、韓国特許庁が主導しているTM5ウェブサイトを通じて加盟国及び各国のユーザーとの情報共有及び疎通を活性化させ、審査結果比較分析事業の最終報告書の発刊を通じて各国の制度に対する理解を深め、長期的には制度の調和に対する検討基盤を整えていく計画である。

### 3. デザイン先進5カ国特許庁(ID5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン  
デザイン審査政策課 行政事務官 チェ・ウンリム

## イ. ID5協力の推進経過

韓国特許庁は2009年4月、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3カ国特許庁(TM5)体制加盟に対する議論を始め、2011年5月に開かれたTM3中間会合で韓国特許庁のTM3会合における正式会員としての参加が決まった。2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が決まり、4カ国特許庁協力体は先進5カ国特許庁間の協力体系であるTM5に拡大した。

これまで先進5カ国特許庁はTM5協力体系を通じて商標とともに各国のデザイン制度とシステムに関する情報を交換し、韓国特許庁は2012年定例会合で3D CADファイルデザイン出願システムを紹介するなど積極的に参加し、先進的なシステム運営に対して反響を呼んだ。また、加盟国は国家間のデザイン図面提出要件が異なることによって発生する出願人の不便解消に向けた共同取り組みが必要であるという認識から、2013年ヨーロッパ商標庁(OHIM)の主導でデザイン図面提出要件の比較事業を遂行して完了した。

2014年TM5定例会合ではデザインの重要性を認識し、デザイン関連の議題を分離することに合意した。また、2015年12月に開催されたTM5定例会合ではID5という産業デザイン分野の新規協議体を設立した。

## ロ. デザイン先進5カ国特許庁創立会合の主要成果

国内外の市場における産業デザインの価値と重要性及びますます拡大している産業デザインの役割を考慮し、ユーザーに優しく相互互換可能な産業デザイン保護制度を奨励・発展させることが必要である。

2015年米国が事務局と主催を担当しているID5創立会合では産業デザイン保護に関する政策と手続きの効率を高めると同時に認識拡大及び一貫性を高めるため、相互理解と協力を導き出すという、加盟国の未来に関するビジョンを盛り込んだ合同合意文を承認した。

ID5創立会会合の主要議題は審査実務と統計情報の共有、デザインの国際出願に関するハーグ協定、デザイン保護に向けた手続き的なフレームワークの向上、審査政策及び審査一貫性の向上、新しい分野のデザイン保護に関してセッション5つに分けて各国のデザイン審査実務と法令の改正状況などを発表・議論し、各テーマ別に13の協力課題を導き出した。

韓国特許庁は国家別デザイン登録要件の比較研究事業とID5ウェブサイト開発事業を主導的に遂行し、デザイン分類政策及び実務研究事業を日本との共同遂行に合意した。

<表IV-3-2> ID5の主要協力事業

協力事業(主導型)	主要内容
国家別デザイン関連統計情報の収集(JPO)	・国家別デザイン関連の共通統計指標の開発及び交換
ID5 ウェブサイトの開発及び運営(KIPO)	・ID5 公式ウェブサイトの構築・運営(2016) ウェブサイトの設計(2017)の開通、分岐別アップデート
デザイン登録要件カタログの開発(KIPO)	・各国の法律に基づいてデザイン登録が受けられる要件の収集及び分析
Designview の拡大方法研究(OHIM)	・39 官庁の登録デザインが閲覧できる Designview の質的、地理的拡大方法研究
デザインが国家経済に及ぼす影響研究(OHIM)	・デザインと国家経済の相関関係研究
国家別の電子的優先権書類の交換推進現状研究(USPTO/SIPO)	・優先権主張書類の電子的交換システムの活用に関する研究
デザイン分類政策及び実務研究(JPO/KIPO)	・国家別デザイン分類システムの運営状況研究
物品名称の標準化方法研究(OHIM)	・デザインの物品名称標準化に関する研究
デザイン図面要件カタログのアップデート(OHIM)	・各国のデザイン図面提出要件を比較・整理
国家別の優先権主張の実務研究(SIPO)	・条約による優先権主張実務に対する各国の手続的、実地的な要件の比較・整理
国家別新規性議題主張実務研究(USPTO)	・国家別の新規性喪失例外を主張に対する手続的、実体的な要件の比較・整理
国家別の部分デザイン表示方法研究(USPTO)	・国家別部分デザインの表示方法及び権利範囲の解釈に関する研究
国家別新技術関連のデザイン保護に関する研究(USPTO)	・新しいデザインの保護に対する国家別制度改善事項の研究

#### 4. 今後の推進計画

全世界デザイン出願の90%を占める5カ国で構成されるID5は多少遅れた感じはあるものの協議体の結成だけでも大きな意味を持つ。

韓国特許庁はID5国家の中で唯一審査と一部審査の2-track審査を運営する国家であり、ID5で議論されるデザインの国際規範形成に向けてより合理的な意見が開陳できる位置にあり、ID5国家のうち審査主義国家としては初めてハーグ協定に加盟し、実体的・手続き的な要件の国際規範調和に向けて制度を整備した経験がある。加盟国はいずれも国家間デザイン制度の差と今後調和の必要性を認識しているだけに、経験を基にID5協議体の協力課題を充実に履行するなど能動的なID5活動を通じてデザイン国際規範の形成をリードしていく。

韓国特許庁は2014年TM5公式ウェブサイトを開クして運営しており、デザイン分野もまた2016年にはID5ウェブサイトを構築するための基礎設計などの基盤研究を展開する予定であり、2017年には実質的なウェブサイトの構築を通じて主要国デザインに関する情報の集積及び情報交流の場が完成する予定である。

## 第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

### 1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 電算事務官 チョン・イクス

#### イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の主要構成員として仲間入りし、韓国の企業、研究院等により海外主要国へ出願する国際出願が持続的に増加している。これにより韓国の出願人が、特許権、商標権等を海外市場において正当な保護を受け事業を遂行するためには、海外における韓国の知的財産権に関する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁では、米国、日本、中国等の韓国企業の進出が活発な主要国と二国間の協力関係を持続的に発展させ、韓国企業が現地において出願及び登録手続きを迅速かつ正確に進行でき、知的財産権の紛争から正当な保護を受けられる環境づくりに努力している。

特に特許審査分野においては、特許審査滞積に伴う経済的損失が世界全体において重要な課題として浮上しており、特許庁間の業務共助(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。これにより先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査共助により、もっと早く質の高い特許審査サービスを提供できる対応策が模索されることになった。

主要国との二国間協力は、相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間の知的財産権に係わる主要懸案及び協力事業の取組みについて合意する。これを土台に両特許庁の該当実務部署において後続処置を取る手続きを行う。長官会合とともに両庁の局長レベル以上の高位レベル実務会合と課長レベル以下の実務会合も、主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

#### ロ. 推進内容及び成果

2015年の1年間、韓国特許庁は米国、中国、日本、OHIM、フランスなどと20回以上の長官会合を開催し、知的財産権専門家の派遣、特許分類の協力、特許情報交換、知的財産権教育の協力等の合意を導き出し、特に韓国知的財産行政人材及びサービスの海外進出を加速化させ、知的財産分野において行政韓流の拡大を成した。

具体的には、米国とは韓・米特許共同審査MOUを6月に締結して9月から特許共同審査(CSP)パイロット事業を開始した。また、審査協力分野の専門家を派遣するなど知的財産専門課派遣も持続的に推進した。韓国企業の進出が活発な中国との協力を強化させ、中国特許庁(SIPO)とは定期的な二国間会合を基に8月には北京で韓・中大学知財権強化共同セミナーを開催した。また、既存連絡館の持続的な維持、紛争情報の交流のための審判官の新規派遣、そして特許情報の国民向け普及などに合意した。日本とは商標、デザイン、教育、審判等の各分野別の専門家会合を通じて両国間の知財権協力関係を強化し、長官会合を通じて韓・日審査官交流事業の拡大、審判官交流プログラムの持続的な開催などに合意した。ヨーロッパ特許庁(EPO)とは、両機関の協力事業を体系的に進めるための2016年～2017年二国間協力ワークプランを承認し、特許分類協力、データ交換、審査協力など、これまでの協力事業を充実に推進するために力を入れ、ヨーロッパ商標庁(OHIM)とは、6月に個人情報保護MOUを締結し、商標とデザイン分野に対する相互協力を強化することに合意した。

韓国特許行政サービスに対する関心の増大を基に、知的財産行政における韓流拡大にも力を注いだ。アラブ首長国連邦(UAE)側と特許審査の代行及び人材派遣に関する協議を終え、2014年6月に韓国審査課5名をUAE現地に派遣して特許審査代行サービスを開始し、2014年9月には韓国特許庁の情報システムを基盤にUAE特許情報システム構築のためのMOUを締結した。これを基に2016年にはUAE政府がシステム構築費用を全額負担する輸出形態のシステム構築事業契約を締結する予定である。

特許審査ハイウェイ(PPH)については、IP5 PPH及びグローバルPPH(21カ国特許庁が参加)など多国間PPHに参加し、韓国とPPHを施行する国家が2014年は21カ国から2015年24カ国に拡大され、制度利用においても従来の二国間協約に基づくPPHとは異なり、

一つの申請書を通じて複数の国家へPPHを申請することができるようになり、利用者の便宜性が大幅に増大した。

このようにPPH施行国の増加によって、韓国企業が海外において特許登録をより早く簡単に受けられる道も拡大された。海外で特許登録が受けられる新しい「高速道路」が開通されているのである。特許庁の観点からみると、PPHは外国で登録を受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単かつ正確に活用できるようになったことで、審査の品質を高め、審査期間を短縮できる効果をあげることができる。PPH対象国の拡大とともに、PPHが企業が海外において特許登録を迅速に受けれる効果的な手段であるという認識が広がり、このような観点からPPHは現在まで導入、もしくは導入を検討しているグローバル審査共助プログラムの中で最も成功した制度とされている。

#### ハ．評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が世界全体に広がっていることで、知的財産分野においても国際協力の重要性が増大している。そこで韓国特許庁は、韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進を目標として韓国企業の海外における知的財産権獲得及び保護のための多角的な協力事業について展開している。主要拠点国との二国間会合を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、PPH及びPCT-PPH対象国の拡大を通じて韓国企業が海外においてより迅速かつ効率的に知的財産権を取得できるように支援した。特に二国間会合を知的財産行政の韓流拡大のためのセールス外交の場として活用して、アラブ首長国連邦(UAE)特許情報システムの輸出に合意するなどの成果をあげた。今後も特許審査協力などの二国間協力は引き続き拡大される見通しである。

## 2. 知的財産権の二国間協力対象国の多角化

産業財産保護協力局 国際協力課 電算事務官 チョン・イクス

#### イ．推進背景及び概要

成長エンジンとして知的財産に対する認識が拡大し、韓国企業が知的財産権を獲得する国も多角化している。これにより韓国特許庁は、韓国企業の進出及び交流が拡大されている次世代有望経済圏国を中心に、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を続ける計画である。

#### ロ. 推進内容及び成果

2015年の1年間、韓国特許庁は米国、日本、中国、EPO等の主要パートナーと二国間協力を持続的に推進するとともに、アジア、中南米、アフリカ地域へと知的財産権協力の外延拡大に取り組んだ。

距離的にも近く、韓国企業の投資と進出が活発に行われるアジア地域国家との協力も活発に行われた。2015年上半期には台湾、香港とハイレベル会合を設け、審査及び情報化協力に向けたMOUを締結し、2015年3月にはブルネイとIP政策コンサルティングのための専門家派遣と知材検協力MOUを締結するなど、知的財産権全般にわたる協力基盤を構築した。

中南米地域の特許庁とは、知的財産権分野の交流・協力の基盤を構築するとともに、韓国特許庁の立場を強化した一年であった。2015年5月には、メキシコとハイレベル会合を設け、知材権協力に向けたMOUの延長に合意し、10月にはコロンビアとの長官会合を通じてPPH及びIPデータ交換のためのMOUを締結した。また、アルゼンチン、エクアドル、パラグアイなど新興途上国との新規MOU締結に向けた実務協議を進めるなど韓国との貿易規模が漸進的に拡大している中南米地域に対する知材検協力体系の構築を推進した。

アフリカの場合、特許庁はアフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の特許行政電算化事業の円滑な推進を支援するため、知的財産権情報化専門家を2014年から2年間派遣し、アフリカ地域内における韓国特許庁のプレゼンスを高めると同時に、現地に進出した韓国企業の知的財産権関連の活動環境作りに寄与する契機を設けた。このような努力の結果として2015年4月に、アゼルバイジャンに続いて3番目に韓国型特許行政自動化

システムの構築を完了した。

一方、2015年にはスウェーデン、ヴィシエグラード(ハンガリー、チェコ、ポーランド、スロベニア)など既存の協力関係があるもしくは微々たる水準であったヨーロッパ国家との関係を構築するための努力を傾けた1年であった。9月にはスウェーデン特許庁と長官会合を開催し、アジア特許情報を提供するためのMOUを締結し、これを通じて韓国特許庁傘下の専門機関でスウェーデンユーザーを対象に韓・中・日文献に対する検索サービスを有料提供するなど韓国特許サービスの優秀性を国際的に確認する成果を上げた。また、2015年4月には新しく設立されたヴィシエグラード特許庁との知材権協力を推進するための実務協議を進め、2016年に長官会合を開催する計画である。

#### ハ. 評価及び発展方向

2015年には、これまで着実に協力基盤構築のために努めてきたUAE等の中東国家及びアジア国家との協力事業が実を結んだ年であると評価できる。特に韓国の先進特許行政サービスを輸出したことによって有形資源を中心になされた既存の中東国家との協力を高級知識サービスの輸出に変え、類似協力モデルを拡大する重要な契機をつくった。このようにな韓国特許庁の努力は他の途上国を対象にする知的財産行政の韓流拡大と雇用外交強化に大きく貢献したと言える。

また2015年は、中南米、東ヨーロッパなど従来協力が少なかった国との協力が活発になり、実質的な協力が強化された1年といえる。今年構築された友好的協力関係を基に、該当地域内のその他知的財産権主要国との協力範囲がさらに拡大できるものと見られる。

新興国及び途上国との知的財産権協力は、該当国の知的財産権制度の発展に寄与することで、責任ある先進国としての韓国のイメージを高めるだけでなく、知的財産権保護の重要性についても認識させることで、韓国企業の海外知的財産権保護の基盤構築に大きく貢献したといえる。

### 3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応

産業財産保護協力局 多国機構チーム 書記官 イ・ボギョン

イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機構)

#### 1) 第55回WIPO総会

2015年10月5日からスイスジュネーブにて開催された第55回WIPO総会でチェ・ドンギョ韓国特許庁長官は基調演説を通して創造経済革新センターの設立を通じた地域創業ハブ作りなど創造経済の主要成果及び特許価値評価の強化、外国語出願制度の導入を骨子とする特許法の改正など特許庁の主要政策を紹介した。また、知的財産サービスを強化するためにWIPO地域事務所が如何に重要なのかを強調し、知的財産システムの持続的な発展に向けた開発格差問題の解消必要性などWIPOの主要懸案に対する基本的な立場を表明した。

一方、第55回総会においては、WIPO2016－2017年度予算案が通過され、遺伝資源・伝統知識の保護に関して議論する政府間委員会(IGC)会議を2016－2017年会期の間に毎年3回開催し、協定文を作成するための議論を続けることにした。また、WIPO地域事務所の新設に関する一般原則を採択し、今後2019年まで2年ごとに最大3つずつ新設することに合意するなど、これまで加盟国間で尖鋭に対立してきた主要争点がある程度妥結された。

#### 2) 特許法常設委員会(SCP)

WIPOは特許法の世界統一化に向けて1998年から特許法常設委員会(Standing Committee on the Law of Patents : SCP)を通じて特許出願人の利便性を高め、費用節減を図るため、2000年に特許手続きを統一する特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件の統一に向けて特許実体法条約(SPLT)に関する議論を展開しているが、先進

国と途上国間の対立はもちろん、先進国間の意見対立によってなかなか合意点を見出せていない状況である。

2005年6月に開催された第11回SCPにおいて特許実体法条約(SPLT)の対象範囲の設定に関する合意に達することができず議論が中断された。2008年6月に3年ぶりに再開された第12回会合においては特許システムに関する今後の検討課題として技術移転等、18のイシューを選定して今後議論を行うことにしたが、「規範統一化」は議論の対象からは事実上除外された。

2012年5月及び2013年2月に其々開催された第18回目、第19回目のSCP会合では、既存6つの議題(国際特許システム、特許権の例外及び制限、特許の品質、顧客-特許助言者間の秘密維持、特許と保健、技術移転)に加え、開発アジェンダグループが提案した「開発アジェンダ勧告案の施行のためのSCPの寄与」議題が追加されて議論が行われ、各議題に対する先進国と途上国間での極めて激しい立場の違いによって主要争点のほとんどが最終合意に至らず、次期会合にて継続して議論することにした。

2014年1月及び11月に其々開催された第20回、第21回のSCP会合では、既存6つの議題に対する議論が行われたが、特許制度が技術移転、公衆保健などグローバルイシューに障害となり、開発及び発展と関連した議題を強調する途上国と、特許品質、依頼人の特権など国際協力議題に対する議論の強化を主張する先進国間の激しい意見の対立によってSCPの活動範囲を単純な情報収集活動のみに制限することにした。

2015年7月及び11月に其々開催された第22回、第23回SCP会合で既存6つの議題に対する議論を続けたが、先進国と途上国間の立場の違いだけを確認し、情報共有に議論の範囲が制限された。また、一部途上国が顧客-特許助言者間の秘密保持及び特許の品質と関連した業務協力議論に強く反対し、2016年議論議題に対する合意に失敗した。

### 3) 商標法常設委員会(SCT)

SCTとは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs a

nd Geographical Indications (商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化のための商標法条約をWIPOの主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項について持続的に議論を行うことに合意した。1998年7月にジュネーブで第1回会合を開催して以来、2013年末基準で計30回の会合が開催され、主要成果としては2002年以降8回のSCTを通じて商標法条約を改正したことで2006年に商標法に関するシンガポール条約を採択したことが挙げられる。

一方、2005年からは特許出願及び登録手続きの国際的調和を追及する特許法条約(PLT)と商標法条約(TLT)に相応するデザイン出願及び登録手続きを国際的に調和させるためのデザイン法条約(DLT:Industrial Design Law and Practice Treaty)に対する議論が提起され、最近まで続いている。

2012年9月第27回会合では、「デザイン法条約に対する影響分析」の結果、デザイン法条約は先進・途上国のデザイン産業発展とデザイン制度改善に肯定的であると分析され、EU国家を中心にデザイン法条約の採択に向けた外交会合の開催が本格的に取り上げられた。しかし、2012年12月第28回会合では、途上国の技術支援問題を中心にアフリカグループとEUグループが技術支援(案)を提案したが、先進・途上国の見解の違いを狭めることができず閉会となった。2013年5月に開催された第29回会合では、韓国は技術支援(案)に関する議論を進展させるため、EUグループとアフリカグループが提案した技術支援(案)を基に、技術支援仲裁(案)を提案し、同会合では3つ(案)を統合した単一(案)の導出に寄与した。

2013年11月に開催された第30回会合では、デザイン法条約の文案に対しては一部の条文を除けばほとんど合意段階に至り、技術支援の内容においても相当な進展があったが、技術支援規範形態において、アフリカグループは条約本文を前提にしてのみ外交会合の開催ができると主張した反面、米国は外交会合の決議文形式を強く主張したことで、結局デザイン法条約の採択のための外交会合の採択は中止となった。

2014年3月及び11月に其々開催された第31回、第32回SCT会合では、デザイン法条約

文案と関連して技術支援規範形態において先進国と途上国間の意見食い違いが続き、地理的表示議題に対する新大陸と旧大陸間の意見対立も続いた。一方、第32回SCT会合では、アフリカグループがデザイン法条約文案に遺伝資源、伝統知識、表現物関連の新規条項の追加を提案したため、外交会合の開催は益々不透明となった。

2015年3月及び11月に其々開催された第33回、第34回SCT会合でもデザイン法条約と関連してデザインに含まれた遺伝資源、伝統知識の保護及び技術支援規定の形態に対する先進国－途上国の対立が続き、第34回会合では地理的表示保護に関する研究と関連して韓国、米国、日本などは研究調査の範囲及び具体的な質問書を作成して加盟国の情報を収集することを主張したが、EUなどは次期会合で議論することを主張するなど、対立が続いた。

#### 4) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に対する政府間委員会 (IGC)

WIPOは遺伝資源及び伝統知識の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会」を構成した。

2013年及び2014年のIGCは、外交会合開催の可否及び遺伝資源などの効果的な保護方法について議論が続いた。途上国を主軸とする資源提供国は、過去12年間十分な議論がなされたということでIGC活動を終了して外交会合を開催することを主張する立場であったが、一方韓国及び先進国を主軸とする資源利用国は、依然として両グループ間の立場の差が大きいため、外交会合の開催は時期尚早という立場である。一方、遺伝資源などの効果的な保護方法と関連し、資源提供国は遺伝資源の安定的な利用及び適切な代価支払いなどのために出所の公開などを特許許容要件として新設することを主張したが、資源利用国は当事者間の契約を通じて遺伝資源の保護が可能であるため、出願人の負担と法的に不確実性が加重する特許要件の新設に反対している。

2014年には遺伝資源及び伝統知識保護に係わる統合文案の議論のために第26回IGC(2014年2月)、第27回IGC(2014年3月)、第28回IGC(2014年7月)が開催され、遺伝資源・伝統知識保護関連の利益共有、特許出願時の出所公開義務などを骨子とする遺伝

資源・伝統知識の保護関連協定文(案)の主要イシューに対して議論された。しかし、2014年WIPO総会(2014年9月)で外交会合開催の可否及び2015年会合日程に対する加盟国の合意を導き出すことに失敗したため、2015年IGC会合の開催は不発に終わった。以後2015年WIPO総会(2015年10月)でIGC mandateの更新及び会合日程に合意したことで、2016～2017年計6回のIGC会合が開催される予定である。

## 5) 開発アジェンダ

WIPOは開発分野活動を拡大するため、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)を設立した。WIPO加盟国は開発アジェンダの議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで4回の会合を開催した。2007年9月の総会では、WIPO公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連6クラスター(A～F)<sup>24</sup>、45の勧告を採択した。具体的な履行方法を議論するため、2008年から発足した開発委員会(CDIP: Committee on Development and Intellectual Property)は、2015年まで31のプロジェクトを採択し、このうち26課題が完了され、課題5つは推進中である。

2013年に開催された第11回、第12回会合では、主要争点分野の「開発アジェンダ履行の義務を持つ関連機構の範囲」、「技術的支援に対する外部検討方法」及び「開発アジェンダ勧告事項の履行と関連した検討範囲の決定」などのCDIP業務推進の基本哲学に対して依然として先進国と途上国間の見方の違いを狭めることができず会合が終わった。ただし、技術支援の外部検討において、アフリカグループと開発アジェンダグループ(DAG)の共同要求事項の中の技術支援マニュアル、WIPOウェブサイト改編及び技術支援DBアップデートの部分に対しては合意がなされ履行となる進展があった。一方、韓国は途上国ビジネス創出のためのIPとデザイン管理事業を2013年5月の第11回会合において提案し、11月の第12回会合で多くの加盟国から関心と支持を受け、WIPOの正式事業として最終的に採択される成果を収めた。

---

<sup>24</sup> Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性および共同政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識接近)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

2014年5月及び11月に其々開催された第13回、第14回会合では、韓国が提案して第5回会合にて採択された適正技術情報活用能力の強化事業に対する2段階事業が追加承認され、開発アジェンダ履行に対する外部検討基準は数回の非公式会合を経て先進国と途上国間での意見を調整することによって最終承認されたが、IPと開発に対する国際コンファレンス開催及びWIPO技術支援に対する外部検討の履行可否は合意を導き出せず、次期会合において再議論することになった。

2015年2月には国際技術移転に対する専門家フォーラムが開催され、WIPO技術支援に対する外部検討履行の可否とCDIP調整メカニズム関連イシューに対して4月と11月に開催された第15回、第16回会合で引き続き議論が行われた。スペイン、メキシコなどが修正提案書を提出し、数回の非公式会合を経て議論を展開したが、先進国と途上国間の立場の違いが解決されないまま、次期会合で持続的に議論を続けることにした。一方、IPと開発に対する国際コンファレンスは2016年4月に開催される予定である。

#### ロ. APECの知的財産専門家会合 (IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産専門家会合 (INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS EXPERTS GROUP; IPEG) はAPEC 貿易投資委員会 (COMMITTEE ON TRADE AND INVESTMENT; CTI) 傘下の非拘束的会議体であり、知的財産関連の協力構想 (INITIATIVE) の採択及び事業遂行を通じて域内加盟国の知的財産権の発展と相互協力を追及している。

2005年APEC内の知的財産権分野において最も重要な議論事項は、韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択可否であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内で知的財産権侵害物品の交易防止のための執行体制を構築するためのものであり、「2005年6月の通商長官会合 (MRT) において最終承認・採択された。

同構想は、知的財産権保護に関する範囲が広範囲であり、レベルの高い執行体制の策定について取り上げているため、加盟国の支持獲得が難しいと予想されたが、韓国

特許庁は中国及びASEAN市場などにおいて韓国知的財産権保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加することで同構想に韓国の立場も適切に反映できるようにした。

2007年には同構想を根拠に開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法、制度のような状況を加盟国に紹介し、9月シドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に挿入された「偽造及び違法コピー品を販売する有名市場」の用語使用を巡る先進国及び途上国の尖鋭な対立の中で、韓国は仲裁的役割を立派に遂行した。

これまでAPECにおいて知的財産権の効率的な管理と執行のための概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起したとすれば、2008年には実質的な事業遂行国としての地位を確保するため、APEC域内の各国に対して知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を提案して採択され、これによって同事業を2009年に遂行した。「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の結果、多くの加盟国が満足し、これに対応するため2010年9月後続事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成高級課程」を提案し、事業承認を獲得した。これとは別途に新しいIPの創出及びこれを通じて最貧国及び途上国を支援できる事業を推進するため、21のAPEC加盟国及び国際機構、NGOなどを招聘し、2010年6月にソウルで「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品をブランド化に向けた直接的な支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業」をAPECに後続事業として承認を受けることでブランド事業の連続性を確保した。

2012年2月に開催された第34回及び6月に開催された第35回会合においては、韓国は2011年4月に採択された「APEC1村1ブランド事業」の円滑な推進状況及び最終的に中国竹繊維製品（「ANJIAN」）及びチリの果物カクテル（「MAQUIRE」）に対するブランド開発の結果及びブランディングガイドラインを加盟国に配布することで、加盟国内地域の小商工人の低評価された商品に対するブランディング戦略を提供し、実質的に恩恵を受けられる事業として加盟国内で好評を得た。一方、2010年9月に承認された「I

P Xpediteを利用した特許情報活用人材養成高級課程」事業の段階別推進計画によって、加盟国の知的財産権専門家を対象にオン・オフライン教育(2011年)、及びeラーニングコンテンツを開発・普及(2012年)することで事業を無事完了した。タイでの同プログラムを自国語に翻訳・活用した事例からも分かるように、韓国はIP情報化教育を通じたAPEC加盟国の能力開発に中枢的な役割を遂行したものと評価される。IPEGは基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追及するが、敏感なイシューに対しては国益によって立場が対立する様相をみせている。2012年の第34回会合において米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年の第35回会合において日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連国際条約の加盟拡大」の協力構想などが利害関係国の反対によって採択されなかったのが実例である。

従って、非拘束的協議体であるAPEC会合の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策の情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘し提案することにより、持続的な協力を強化する必要があると判断される。これにより韓国は2013年1月の第36回会合で、先進-途上国間の開発格差を縮め、APECレベルの適正技術開発事業のモデル発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェアリング議題」を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。主要内容としては、加盟国間の適正技術の政策及び経験共有のためのアンケート調査、ケーススタディーを通じた適正技術開発モデルの実現、特許情報を活用した適正技術開発の方法・活用戦略ガイドラインの作成及び国際的拡散のためのコンファレンス開催を目標にした。ケーススタディーは特許庁の独自予算で加盟国の需要調査を行い、フィリピンで生息するイランイラン木(Ylang-Ylang Tree)のオイル抽出機とパプアニューギニアの自転車を活用したウォータポンプを開発することにした。また、同計画によって韓国特許庁は2013年9月に「IP知識シェアリング：適正技術コンファレンス」を提案してAPEC基金約9万ドルを確保することができ、2014年7月に同コンファレンスの開催に成功した。

2014年にAPECは「未来指向的なアジア太平洋地域の同伴者関係構築」をその基調と定めて加盟国の協力を求めた。韓国特許庁は、2014年2月に第38回IPEG会合において、2014年APEC基調と関連し、加盟国間の実質的な協力を導き出せる議題として「中小企

業革新及び知的財産権の活用促進のための協力構想」を提案し、この協力構想は万章一致で承認された。この協力構想は知的財産権を通じて中小企業の革新を支援することで、APEC域内の貿易及び投資の活性化に寄与することを目的としており、アンケート調査などを通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有(2014～2015年)し、APEC基金を活用した研究役務を実施して関連政策に対するマニュアルを製作(2015～2016年)し、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供(2017年)することを骨子としている。

2015年に韓国は同協力構想履行の一環として「中小企業の革新に向けたIPビジネスマニュアル開発事業」を提案した。これは各国中小企業向けのIP創出・活用促進支援政策を深層調査し、優秀事例を発掘してIP支援政策総合ガイドブックを製作する事業であり、APEC基金約10万ドルを確保して2016年事業を進める予定である。韓国は本事業を通じて域内加盟国中小企業向けのIP創出・活用支援政策に関するマニュアルを開発及び普及することで、中小企業の革新と経済発展を導き出す予定である。

このように韓国特許庁はAPEC知的財産権専門家会合(IPEG)において加盟国間の持続的な協力を引き出せる議題を提案し、会合を主導することで、知的財産権先導グループとしての役割を遂行することに最善を尽くしており、韓国のプレゼンスを高めるために絶え間なく努力する予定である。

## ハ. その他国際機関及び多国間交渉

### 1) WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)創設以来、貿易の円滑化のための後続交渉が持続的に展開されてきた。2001年11月にカタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足された世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以来の初めての多国間貿易交渉である。「開発」という名前をついた理由は、過去行われた交渉とは違って途上国の開発に重点を置くべきという途上国の主張を反映したからである。交渉開始当時の計画は2005年以前に交渉を一括妥結方

式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立等によって未だに交渉が続いている。

2007年から加速化したDDA交渉は、農業、非農業(NAMA)及び規範議長が各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正しながら少しずつ進展を見せてきたが、途上国の農産物輸入急増時の緊急関税を賦課するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異見を解消できず、合意には至らなかった。2009年には3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催され、定期理事会の間に特別会議を通じて立場の違いを調整するための交渉が行われた。2009年12月ジュネーブで開催された第7回WTO閣僚会合では、2010年のDDA交渉妥結に向けて第一四半期中にDDA交渉の状況を点検することに合意したが、交渉にこれといった進展はなかった。2010年下半期に、2011年中にDDA交渉の妥結を再び目標として設定し、TRIPSで議論中のGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年に開始することを決め、その準備作業を行った。

2012年に開催されたWTO TRIPS理事会では、主要イシューに対する先進国と途上国の立場の違いが依然として先鋭に対立して議論が進展を見せなかった。既存の途上国と相互協力的な関係を構築していたEUが途上国の意見に対し積極的に同調しなくなり、先進国、EU、途上国間の意見対立がより明白になった。すなわち、途上国はCBD名古屋議定書の主要内容である遺伝資源を活用して発生した利益に対する共有体系の確立をTRIPSに反映すべきであると主張していることに対し、EUはこれに反対している。また、米国はACTA以降、知的財産権執行イシューに対する議論を続けていくために、新たに「模倣品に対する供給ネットワーク遮断を通じた知的財産権保護」に対する提案書を提出したが、同議題に対し途上国が大きく反発して提案書内容についても批判的な立場を見せ、インドネシア、南アジア共和国を含む途上国は、模倣品の取引防止に関する交渉(ACTA, Anti-Counterfeiting Trade Agreement)が先進国業界の利益だけを反映した交渉であり、現時点では締結国のみを拘束する交渉であるが、今後の執行分野においてTRIPSの代替となる新しい規準となり、先進・途上国間のRTA(Regional Trade Agreement、地域貿易交渉)交渉時には先進国が途上国に同基準を強要する状況を招くことを恐れ、知的財産権執行に対する議題が持続的に議論される見通しであるため、韓国は米国、日本など同案件に対して意見を共にする国家間での持続的な協

議が必要と見られる。

2013年以後開催されたWTO TRIPS理事会では、米国とスイスを除くほとんどの国の反対で非違反・状況提訴のTRIPS適用が2年間猶予となり、生命工学等のイシューは途上国と先進国の立場の差は縮められていない状況である。先進国グループは生命工学についての議論をWIPO IGCにおいてのみ議論したいと主張しているが、途上国の反対によってこれさえできなくなるなど、二つのグループ間で先鋭な意見対立が続いている。一方、2014年理事会で途上国は、近年国際的に公衆保健を脅かしている伝染病に対する協力のために医薬品の強制実施要件を緩和することを主張したが、先進国は医薬品関連の強勢実施権の正当性は認めながらも同事案が単純な知的財産に限った問題ではなく、経済規模、貿易、関税等の経済全般に関するものであるため、より慎重な接近が必要と主張した。2015年理事会で猶予期間が終了する非違反/状況提訴のTRIPS適用に対する議論が進められたが、米国とスイスを除くほとんどの国家が同制度のTRIPS適用が不適切であると主張するなど、合意には至らず第10回WTO閣僚会議で同制度の適用を次の閣僚会議まで再三猶予し、TRIPS理事会で持続的に議論することに合意した。

## 2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(Convention on Biological Diversity, CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用により発生する利益に対する公平な共有を目的とする。CBDの採択により国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的な権利を認めることになった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず被害を受けたことを主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な共有」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには、遺伝資源提供国に事前通報承認(Prior Informed Consent, PIC)を求めなければならない、利用方法及び正当な利益の共有条件等に対して相互合意条件(Mutually Agreed Terms,

MAT)に基づくことを規定した。

2010年3月第9回ABS作業班会合において、既存の文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が可視化となった。2010年7月に第9回ABS作業班の再開会合において、カリ草案を基に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月に地域間交渉グループ会合を経て2010年10月30日第10回生物多様性条約当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択され、現在各国では国内履行のための法制度の整備作業に取り組んでおり、韓国は環境部主管下で名古屋議定書履行TFチームを構成して履行準備を進めている。しかし、最も重要な 이슈は連絡機関(focal point)、責任機関(competent national authority)、点検機関(check point)などの各主要機関を指定することである。特に遺伝資源接近の要求がある際に、PIC(事前通報承認書)を発行する責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関の指定と関連して関係省庁間の緊密な協力が求められる。

2012年7月に開催された名古屋議定書の政府間委員会においては、グローバル多国間利益共有システム、ABS-CHM、義務遵守委員会の設立など主要 이슈に対して、本会議と同時に行われた各主要 이슈別の分科会合(Contact Group Meeting)を活用し、会合時間を効果的に活用した結果、各 이슈別の議論が進展を見せ、同案件に対する議論は今後開催される専門家グループ会合にて本格的に行われる予定であり、同会合に備えて細部 이슈別の韓国の立場を整理する必要がある。今後多国間の利益共有体系(Contact Group Meeting)の必要性と様式(Modality)を巡り、先進国と途上国間の先鋭な意見対立が予想されるため、これに対する対応論理及び徹底した準備が必要である。

2012年10月に開催された第11回生物多様性条約当事国総会においては、名古屋議定書の2回にわたる政府間委員会の議論結果に対する再確認及び今後の日程に対して議論され、これまで議論されたABS情報共有体系、能力培養、認識向上、履行遵守、世界多国間の利益共有体系、財政体系、資源動員に係わる議題に関する議論が続いた。グローバル多国間の利益共有体系の設立及び運営方式については、具体的な方法は同

システムの必要性に対する国家間の合意導出後でないと議論ができないため、今回の会合で韓国は資源利用国の立場を反映して先進国の意見(GMBSM不必要)を支持することが望ましいという開陳し、ABS情報共有体系(Clearing- House Mechanism)のうちABS Clearing- Houseの役割は国内の遺伝資源状況など情報体系を形成して国家間のネットワークを総括するCBD上のシステムであり、online包括機能を担い、情報登録及び検索を許容する内容の議論が続いた。2014年2月には第3回名古屋議定書政府間委員会会合(ICNP-3)が平昌で開催され、第1回名古屋議定書当事国会合の運営規程、議題準備、GMBSM、ABS Clearing-Houseなど主要未解決争点に対して議論が行われ、2014年10月には平昌で第12回生物多様性条約当事国総会が開催された。一方、50か国が批准してから90日後になる日に名古屋議定書が発効するという規定に基づき、2014年10月12日に名古屋議定書を正式発効され、現在70カ国余りが当事国として加盟している。

#### 4. 知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国機関チーム 工業事務官 ファン・サンドン

##### イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は、特定の国との間で排他的な貿易特恵を付与する協定であり、FTAに代表される地域主義(regionalism)は、世界化とともに今日の国際経済を特徴づける明確な潮流となっている。

1995年WTO体制発足を前後にして、多国間貿易交渉等により全般的な関税水準が低くなり、他の分野へと協力領域が広がる傾向が拡大され、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がっている。このような傾向により、最近のFTAは商品の関税撤廃のほかに、サービス及び投資自由化等まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野の通商環境の変化によって、韓国特許庁はFTA交渉を通して知的財産分野の通商摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外においてより保護される環境づくりに努めている。

## ロ. 推進内容及び成果

韓国は、第1回目のFTA交渉対象国であるチリ(2004. 4. 1. 発効)をスタートに、シンガポール(2006. 3. 2. 発効)、EFTA<sup>25</sup>(2006. 9. 1. 発効)、ASEAN<sup>26</sup>(2007. 6. 1. 発効)、米国(2012. 3. 15発効)及びEU(2011. 7. 1. 発効)、ペルー(2011. 8. 1. 発効)、トルコ(2013. 5. 1. 発効)とのFTAを発効した。インドとの包括的な経済連携協定(CEPA)<sup>27</sup>は、2010. 1. 1. 付けで発効された。また、オーストラリア(2014. 12. 12. 発効)、カナダ(2015. 1. 1. 発効)、中国(2015. 12. 20.)、ベトナム(2015. 12. 20.)、ニュージーランド(2015. 12. 20.)とのFTAも発効され、コロンビア(2013. 2. 11. 署名)とのFTAに署名した。

＜表VI-3-3＞FTA協定の主要内容

区分	主要内容
・韓・チリFTA (2004. 4. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(チ→韓)韓国の人参、キムチ、寶城緑茶を地理的表示として保護</li> <li>・(韓→チ)Pisco, Pajareto, Vino Asoleadoの3つの地理的表示に対し独占権付与</li> </ul>
・韓・シンガポールFTA(2006. 3. 2. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定</li> <li>・韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早急審査処理</li> </ul>
・韓-EFTA FTA (2006. 9. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守</li> <li>・GIの保護、未公開情報(undisclosed information)に保護</li> </ul>
・韓-ASEAN FTA (2007. 6. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財権保護強化</li> <li>・知財権分野の情報交換及び協力強化</li> </ul>
・韓-米 FTA (2007. 6. 30. 署名、2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入</li> <li>・公知例外適用期間12ヵ月延長</li> </ul>

<sup>25</sup> European Free Trade Association(ヨーロッパ自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

<sup>26</sup> Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムで構成

<sup>27</sup> Comprehensive Economic Partnership Agreement: 商品交易、サービス交易、投資、経済協力等の経済関係全般を含む内容を強調するために採択された用語であり、実質的に自由貿易協定(FTA)のような性格である。

012. 3. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音、におい商標認定及び証明標章制度の導入</li> <li>・商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入</li> <li>・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化</li> </ul>
・韓-インド FTA (2010. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCT ISA/IPEA指定、特許手続き簡素化などの分野で協力</li> <li>・両国特許庁間、別途協力のMOU締結推進</li> </ul>
・韓-EU FTA (2011. 7. 1. 暫定発効、2015. 12. 13. 全体発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 (使用が確立された先行商標は継続保障)</li> <li>・(韓→EU) チーズ、ワインなど162個 (EU→韓) 寶城緑茶など64個</li> <li>・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持</li> </ul>
・韓-ペルー FTA (2011. 8. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIは付属書*交換方式で保護 * (韓→ペ)Pisco Peruなど4個、(ペ→韓) 寶城緑茶など82個</li> <li>・遺伝資源/伝統知識はCBD Textの宣言的内容などで妥結</li> </ul>
・韓-トルコ FTA (2013. 5. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 * (韓→ト)Hereke, Bunyan(カーペット)、(ペ→韓)高麗</li> <li>・有名商標の保護に関するパリー条約及びTRIPS義務遵守</li> </ul>
・韓-コロンビア FTA (2013. 2. 11. 署名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音、におい商標など非視覚的商標の保護</li> <li>・有名商標の保護強化</li> </ul>
・韓-オーストラリア FTA (2014. 12. 12. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未登録有名商標の保護</li> <li>・公知例外適用期間を12ヵ月延長など</li> </ul>
・韓-カナダ FTA (2015. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(カ→韓)高麗紅参、白参、水参、利川米を地理的表示で保護</li> <li>・(韓→カ)カナダウイスキー、カナダライ麦ウイスキーを地理的表示で保護</li> </ul>
・韓-ニュージーランド FTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未登録有名商標保護、団体標章保護(特許条項は含まれない)</li> </ul>
・韓-ベトナム FTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有名商標の保護強化</li> <li>・特許公知例外要件の緩和及び優先審査制度導入への取組みを明示</li> </ul>
・韓-中 FTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有名商標保護(中国内の消費者に広く知られている韓国企業の商標は中国</li> </ul>

(2015. 12. 20. 発効)	商標庁に登録有無とは関係なく有名商標として保護) ・ 実用新案権紛争時に裁判所に根拠資料(評価報告書)の提出規定 ・ 知材検チャプターの履行・協力などを議論するための知材権委員会の構成
--------------------	--

現在、韓国は4つのFTAを進めており(韓・中・日、RCEP<sup>28</sup>、中米(Central America)、エクアドル)、4カ国と交渉再開に向けて準備を整えている(インドネシア、日本、メキシコ、GCC<sup>29</sup>)である。

韓・中・日FTAとRCEPは2012年11月に交渉開始を宣言し、韓・中・日FTAは2015年11月まで9回にわたってFTA交渉が行われ、RCEPは2015年10月ソウルで第10回公式交渉が開催された。

中米とエクアドルとのFTAは2015年下半期に交渉を開始した。韓・中米FTAは2016年2月に第3回交渉を開催し、韓・エクアドルFTAは2016年3月に第2回交渉を開催し、両国の協定文を基に議論を進めている。

#### ハ. 評価及び発展方向

政府のFTA多角化政策によって今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化されると見込まれる。特に、近年FTAが二国間貿易自由化を超えて米国主導のTPP<sup>30</sup>、中国主導のRCEP等などMega-FTAが発足・進行されはじめ、地域経済統合の議論が一層加速化する見通しである。特に2014年に妥結された韓・中FTAは、両国の経済規模、貿易量、地理

<sup>28</sup> RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership:域内包括経済同伴者協定): アセアン10ヶ国、韓・中・日、オーストラリア、インド等アジア/太平洋16ヶ国が参加する経済交流協定

<sup>29</sup> GCC(Gulf Cooperation Council;ガルフ沿岸協力会議): ガルフ隣近6ヶ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成される中東経済協力体

<sup>30</sup> TPP(Trans-Pacific Partnership;環太平洋戦略的経済連携協定): 米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペル、チレ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、日本等の12ヶ国が参加しているアジア・太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目標とする多国間自由貿易協定

的隣接性を考慮すると、どの国とのFTAよりも大きな影響を与えると見られる。一方、韓・中FTAは別途に韓・中・日FTAとRCEP交渉などを通じて近いうちに名実ともに東北アジアの経済時代を迎えることになる見通しである。韓国は米国及びEUとのFTA締結を通じて知的財産権保護において既に相当なレベルに到達しているため、今後締結するFTAでは韓国が既に施行している制度の効果を最大化できる戦略の策定及び持続的な努力が必要であると見られる。

## 第4節 グローバル特許行政情報化の先導

### 1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 チョウ・アラ

#### イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機関(WIPO)の統計によれば、2014年(1月～11月)の韓国は特許協力条約(PCT)による国際特許出願件数が11,582件であり、2013年に続いて世界5位の多出願国となった。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小文献」に指定され、国際調査機関(14の特許庁)がPCT国際出願を審査する場合、韓国の特許文献を必ず事前に検討することとなった。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効されたことで、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することができるようになった。一方、韓国は米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書接近システム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間の審査情報及び優先権書類を交換することで、審査結果の相互活用と行政効率を高めることができた。

特に、韓国特許庁は2015年3月に韓国国民が他国の審査進行情報を容易に照会できるよう、審査官にだけ提供していた審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を国民に対し拡大開放し、グローバル特許情報に対する敷居を下げた。

一方、知的財産情報化分野の国際的な流れをみると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を軽減するため、グループ別、地域別のブロック化を通じた協力が活発になっている。先進国は既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制から変わった5極(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)体制の下で、庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力の注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN: Association of Southeast Asian Nations)を通じて知的財産権協力を強化するとともに、ITインフラ

拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁はこのように急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁等の主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。

韓国特許庁は1999年世界で初めてインターネット基盤の特許出願システムを開通し、2005年からは年中24時間運営の電子出願サービスを開始した。また、2012年はクラウド技術を基盤に3世代特許ネットシステムを開発するなど、特許行政情報化分野において世界最高の技術を整えている。さらに先進む情報通信(IT)技術を基にアジア、アフリカ地域の主要開発途上国を対象に特許ネットシステム基盤の情報化システムの構築の支援を行う等、特許行政システムの途上国への進出分野においても先進国として浮上している。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1) 主要国特許庁との情報化協力強化

##### イ) IP5特許庁との情報化協力

全世界の特許出願急増による審査滞積がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が増大された。このような中で韓国特許庁は、IP5体制の発足を国際社会に提案し、2008年10月済州にて「IP5特許庁庁間会合」を開催し、その後の実務会合を通じて審査協力のための10の基盤課題の推進に合意した。10の基盤課題のうちの6課題が情報化に係わる課題であり、特許庁間の審査協力において情報化に関する支援がとても重要な役割を占めていることが分かる。

韓国特許庁は機械翻訳課題を主導する庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー検収事業を無事完了することに成功し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機械翻訳の品質改善事業を遂行した。

2012年の下半期には、ヨーロッパ及び米国審査官が参加してアジア3つの特許庁の機械翻訳品質評価を遂行した結果、2008年の機械翻訳基盤課題の推進時に立てた目標である「先行技術調査に使用可能な品質」をアジア3つの特許庁が全て達成したことを確認した。

他国の主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システム等に対しても積極的に意見を延べるなどの活動を遂行し、国際情報化の議論において韓国特許庁の立場を強固にしている。

また、2013年に特許グローバル化及び大衆化の時代に適した新たな課題として「グローバル特許審査情報システム(Global Dossier:GD)」の構築議論を始めた。GDは世界の特許庁審査官、出願人、代理人に各国の特許庁が進めている特許審査情報を言語の障壁なしで全体をみることができ、希望する国に簡単に出願できるシステムである。2013年1月オランダのハーグにおいて、IP5特許庁とユーザーが参加する第1回Task Force会合が開催され、2015年1月には中国蘇州で第2回Task Force会合を通じてユーザーからの要求事項と必要な機能について意見を収集した。

また、韓国特許庁は2014年6月に釜山で「IP5 特許庁長官会合」を開催し、米国、ヨーロッパ、日本、中国と共に審査情報統合紹介システム(OPD: ONE PORTAL DOSSIER)を国民に対して公開することについて今後の日程などを具体的に発表した。審査情報統合紹介システム(OPD: ONE PORTAL DOSSIER)は、審査官が一つの画面からIP5特許庁の審査進行情報を一目で見ることができるシステムであり、2013年8月に開発を完了して国内の審査官が使用しており、インターネット環境における保安処置、使用便利機能などを追加し、2015年3月には別途のウェブサイトを構築して一般国民誰でも該当システムが利用できるようにした。また、2015年12月にOPD審査官サービスのWIP0-CASEシステム連携を通じてIP5庁のみならず、イギリス、カナダ、オーストラリアなどにサービス範囲を拡大した。

また、特許情報の自由な利用を骨子とする「IP5特許情報の普及政策(IP5 PI Polic

y)」と関連して、具体的な実現方策に対する合意に至った。先進5庁の特許公報、英文抄録、書旨事項をテキスト形態で各国の国民に配布することで、韓国の国民が活用度の高い先進海外特許庁の特許文献により容易にアクセスできるものと期待される。

#### ロ) 韓・日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は2015年7月に東京で開催された第18回韓・日情報化専門家会合において、両庁の情報化状況及び今後の計画を共有した。両庁はデータ交換MOUの締結(2014年10月)による後続措置議論において米国、ヨーロッパ及び中国公報の日文抄録の提供及び非特許文献リストの交換に合意し、OPD文書の機械翻訳の品質向上に向けてXMLフォーマットの交換推進に向けた協力を合意した。また、韓国特許庁が提案した「OPD文書コードの細分化」と日本特許庁が提案した「審査関連文書の別途コード付与」に対する相互支持を確認し、GD Task Force課題の迅速な推進に向けて協力することに合意した。

韓国特許庁は今後も日本との緊密な情報化協力を通じて既存のIP5情報化の課題はもちろん、新たに浮上したGD議論過程において積極的な意見を開陳する予定である。また、合理的な情報化協力モデルなどを提示することで、IT分野の最強国としての主導的な役割を強化していく予定である。

#### ハ) 韓・中特許庁の情報化協力

韓・中特許庁は2002年11月に両庁の情報化状況及び今後の計画の共有を通じて、両庁の情報化協力を強化して能力を高めるため、毎年1回の情報化専門家会合を開催することにした。2014年9月に韓国で開催された韓・中情報化専門家会合では、これまで特許庁内部使用用途として交換中であるデータ目録を点検し、データ交換目録の拡大及び国民に対する普及などに対する今後の推進方向を議論した。また、IP5で活発に議論が行われている「IP5特許情報普及政策(IP5 PI Policy)」の適用対象を法的状態情報等に拡大するための両庁の立場を共有した。

また、両庁間の交差出願件数が日々増加しており、二国間基盤の優先権書類交換システム(TDA-PDX)の構築が必要であるという立場を共にし、これによって優先権書類の電子的交換のためのMOU(了解覚書)を締結した。これを受けて2014年1月から優先権書類の交換システム(TDA-PDX)を構築し、優先権書類を電子的に交換し始めた。

2015年8月中国北京で開催された韓・中特許庁間の情報化専門家会合で両庁はこれまでデータ交換中に発生した問題に対する意見交換を通じて解決策を講じ、データ交換MOU改正案を設けて同年11月に両庁間長官会合で締結した。また、両庁は同会合で国際標準ST. 96(特実商デ統合XML標準)、ST. 26(XML基盤の塩基配列目録表記標準)の制定・改正による各庁の現状と計画及び情報化システムの発展方向に対する情報を共有し、ITシステム改善に向けて持続的に協力することに合意した。

## 二) 韓・中・日特許庁の情報化協力

韓・中・日の3国特許庁は、2015年8月北京で開催された第13回韓・中・日情報化実務会合において、各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制の下で3国間共同発展に向けて持続的に協力することに合意した。

韓国特許庁は3国間の情報化協力を通じて、情報化が急速に進んでいる中国及び日本と共同協力を強化することで、IP5体制における韓国特許庁の役割及び位置づけの強化が図れるものと期待している。このような努力はグローバル知的財産時代に、東北アジア地域の特許庁間で実質的な協力の枠組みを構築したという点で重要な意義がある。

## ホ) 韓－ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は、2005年6月に両庁間で包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結した後、了解覚書の充実な履行のために毎年協力計画(Work Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。

近年両庁は、情報化の 이슈が韓・EPO間の協力を強化して共同発展のための核心課題であることを認識し、協力計画の多くの部分を情報化協力プロジェクトで構成した。実際両庁は、情報化協力プロジェクトの一環として、優秀なIT専門家を派遣して機械翻訳、データ処理プロセスなど情報化システム全般にわたるベンチマークの機会を持つことに合意し、これによって韓国特許庁はIT専門家2名を2012年11月にハーグ所在のEPOに派遣した。2014年12月には韓-EPO実務会合において、データ交換範囲の拡大及び同年下半期にEPO側の専門家派遣などに対して議論し、その結果2015年3月にEPO側の専門家が韓国特許庁を訪問し、韓国特許庁の検索システム及び検索枠組みに対する理解を深め、更には両庁のIT状況と今後の発展方向などに関する技術協力方法を模索する機会を設けた。

また、韓国特許庁に先に出願してEPOに後で出願する場合、韓国特許庁での先行技術調査の結果を電子的にEPOに伝送するようにし、2013年3月からは韓国国民がEPC Rule 41(ヨーロッパ特許条約141条)に基づいて出願人が先行技術検索結果を提供しなければならない義務事項が免除となった。

今後韓国特許庁はヨーロッパ特許庁との情報化専門家会合を定例的に開催し、韓国特許庁の出願人の利便性はもちろん情報化能力が高められる新しい議題と共同協力事項を提案し、戦略的なパートナーシップを構築する計画である。また、EPOと持続的にIT技術を共有し、最新技術を導入することで韓国特許庁の技術力を強化していく予定である。

#### へ) 韓-米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月に包括的な協力を行うための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの後続処置として2008年10月に開催された情報化実務会合において、両庁の審査官業務の効率性を高め、両庁の審査官間協力を強化するため、PCT文書の両方向交換、仮想協業システムなど多様な協力事業への取組みに合意した。

2009年には両庁間でSHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examin

ation)プロジェクトを試験的に遂行し、オンラインを通じて両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互共有するシステムを構築した。これを通じて両国は審査品質を向上させることができ、業務効率性の向上によって審査滞積の解消に大きく寄与できると見られる。また、出願人は韓国特許庁の高品質の審査サービスを通じて、韓国だけでなく米国でも安定的かつ強力な特許権獲得が可能になると期待している。

## 2) 国際機関との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は韓-WIPOが共同開発したPCT - ROADを2005年に初めて披露した。以後現在まで、ブラジル、マレーシア、エジプト、フィリピンなど各国に普及され、持続的な品質改善及び機能の高度化作業を経て2011年4月に新バージョンを発表したことで、世界各国の特許庁の注目を集めている。特に、受理官庁から送られるPCT電子出願データの整合性はPCT加盟国から送られてくる全てのデータの中で最も品質が優秀であり、WIPO内部においてもその優秀性が認められている。

## 3) 国家間の特許情報交換・活用システムの構築及び運営

韓国の半導体、電子、移動通信分野の技術が1990年代末から国際的な認定とともに世界市場において優位を占めることになり、関連した韓国特許情報に関する需要も急激に増大し、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関において必修的に参照すべきPCT最小文献として指定された。これによって韓国特許庁は韓国特許情報に対する海外特許庁の審査官の接近と理解を高めるため、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス(K-PION:Korean Patent Information Online Network)を開始し、それ以降サービス情報の範囲と品質改善に向けた取り組みを持続的に推進している。

このような努力の一環として、2006年11月に審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月には英文キーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA:Korean Patent Abstract)の検索サービスを追加した。また、2008年12月からは韓国特許公報を英文のキ

ワードで検索できるようにして韓国特許情報の活用手段を多様化し、2009年にはデザイン及び商標に対する検索機能と韓国語PCT文献の検索機能を追加した。2010年にはユーザーの利便性向上のためにヘルプデスク機能を追加し、2011年と2014年には翻訳の品質改善のために1万件の翻訳メモリーと23万件の単語辞典を構築した。

2013年12月基準で、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁を含めて全世界42の海外特許庁がK-PIONサービスを利用しており、これを通じて韓国特許情報に対する海外拡散に寄与している。

これとは別に韓国特許庁は2009年12月に国内企業の海外進出を支援するため、国民向け検索サービスであるKIPRISに海外登録商標の検索機能を追加し、国内外のユーザーにサービスを提供している。2012年12月には既存の米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標約830万件に加えてヨーロッパ商標DB約95万件を追加搭載した。

また、韓国特許庁は3極(米・日・ヨーロッパ)特許庁とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換しており、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を、2008年11からは審査情報を相互交換しており、米国で依頼するPCT国際調査の件数が急増したことで2008年11月からはPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を相互交換している。また、TDA基盤サービスの安定性向上のために国家及びサービス別の分散システムを構築し、TDAの既存ネットワーク装備(Virtual Private Network)をアップグレードして保安機能を強化した。

韓・米間のTDAを通じた審査情報及び優先権書類の相互交換が可能になったことで、2009年9月から韓-米間審査業務負担を減らすための審査業務協力プログラムである韓-米SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)のパイロットプログラムを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対して第1庁が先に審査着手し、第2庁は第1庁の審査結果の活用が可能になる時まで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトであり、韓国特許庁は2009年9月からK-P

IONとTDA審査情報共有システムで審査報告書を提供している

そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access Service)を構築し、IP5の他にイギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。また、2013年にはシステムに保安強化機能を追加してDAS2.0にシステムを高度化した。

#### ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書接近システム(TDA)を通じて韓国特許情報を海外に普及するなど、国内特許権を保護するために努力を続けている。また、IP5基盤課題の中の機械翻訳課題の主導庁として韓-英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外審査官の接近性を高めるためにも努力している。

さらに、審査効率性を高める努力も続けている。そのために審査情報統合照会システム(OPD)の開通以来、既存の米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査進行情報とともに過去接近が不可能であった中国特許庁の審査進行情報まで一目で見ることができた。このように多様な努力によって国際特許権紛争の原因を最小化でき、審査処理期間の短縮にも大きく役立てると期待している。

韓国特許庁は、今後も二国及び多国間において多様かつ充実した情報化協力事業を推進する計画である。また、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼の確保に力を入れ、特許行政情報化分野における世界標準の定立に主導的な位置を確保し、ひいては世界特許行政情報化の発展に寄与するモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進して行く予定である。

## 2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

顧客情報支援局 顧客支援政策課 技術書記官 キム・ヨンウン

## イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率的に処理し、出願人の利便性を高めるため、特許情報化システムの高度化を重要な政策目標に設定して取り組んでいる。特に、3極特許庁と呼ばれる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国特許行政の情報化だけでなく、「グローバル特許システム」を開発して途上国を含む全世界の特許庁に普及する計画を推進するなど、特許行政情報化分野における主導権確保のために熾烈な争いを展開している。

韓国は2010年OECD開発援助委員会(DAC : Development Assistance Committee)への加入をきっかけに持続的にODAを拡大することで、国際社会において経済規模に適した役割を遂行している。2013年ODA予算は2.4兆ウォンで、国民全体所得対比0.16%の水準である。2015年までに0.25%水準である約4.3兆ウォン規模に増額する方針である。特に短期間で先進国仲間入りを果たした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP : Knowledge Sharing Program)などの韓国型ODAモデルを定立している。特許分野においても、ODAを活用した韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に展開している。これを通じて知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保でき、発展途上国との戦略的パートナー関係を形成することで、国際社会において国益優先の協力関係形成に向けた前哨基地を構築するとともに、韓国IT企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

## ロ. 推進内容及び成果

最近韓国特許庁が開発・運営している特許情報化システムである特許ネットが、3極特許庁を含む世界各国の特許庁のベンチマークの対象となっているだけでなく、AP EC域内途上国の特許庁に対する情報化協力事業の担当者及びWIPO PCT国際出願システム開発及び普及事業のパートナーとして選定されるなど、韓国特許庁の特許情報化システムが世界から注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネット基盤の電子出願システムを実現した韓国特許庁

の特許情報化のレベルを高く評価し、2002年度の途上国特許行政技術協力事業の主パートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁への特別基金の提供を決めた。このように提供を受けたAPEC特別基金で、タイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインド特許庁に対する情報化コンサルティングを順調に遂行し、APEC域内加盟国からの高い評価とともに、特許情報分野におけるリーダー国として浮上した。

特許ネット海外進出の取組みは主要拠点国を中心に2006年から本格的に行われた。2006年2月タイの商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請し、これを受けて韓国特許庁は韓国通信、LG-CNSなどとコンソーシアムを構成して2006年下半期に予備事業提案書を作成し、両庁間でモデル事業について合意したが、クーデター勃発によって同事業の推進は保留となった。2006年12月末にタイ政局が安定を戻したことで協議を再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結するとともに、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知的財産権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョンの開発に着手することで、韓国特許庁はIP Center構築事業の参加のための国際競争において比較的に優位な立場を確保した。

また、2003年8月に韓・インドネシア特許庁間で包括的な協力のために締結した了解覚書(MOU)を基に、2007年上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査事業を遂行し、33百万ドル規模の特許情報化事業を共同で推進することに合意した。2007年9月に両国の特許庁はインドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結した。2008年にインドネシア政府は事業の妥当性調査の結果を基にインドネシア特許情報システム構築事業を借款事業形態の国策事業として公式的に選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府の借款である経済開発協力基金(EDCF:Economic Development Cooperation Fund)事業として確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業支援のための技術協力了解覚書(MOU)を締結し、両国政府は2010年8月に33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年に事業妥当性調査から始まったモンゴル特許情報化事業は、2010年4月に335

万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)公的開発援助(ODA)として確定され、主事業者であるLG-CNSがシステムの開発に参加し、2011年12月にモンゴル特許情報化システム(I POMnet)を開通することに至った。モンゴル特許情報化事業を推進するため、韓国特許庁は2011年6月に韓・モンゴル技術協力MOUを締結し、管理者・実務者の国内招聘研修などを通じて能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。

2009年知的財産権教育分野における協力を開始したアゼルバイジャン特許情報化事業は、2010年に事前妥当性に関する調査を終え、2011年2月に420万ドル規模のKOICA ODA事業として確定された。2011年8月に事業者として選定されたシリウスソフトが2013年5月に特許情報システムの構築を完了し、韓国特許庁は事業のモニタリング、評価、技術諮問及び能力培養プログラムの提供などを通じてアゼルバイジャン特許情報化事業を支援した。

2014年カンボジア特許庁に対して事前妥当性調査を実施し、その結果を基にシステムを開発するための両国間協力MOUを締結した。

2015年7月にはモンゴル特許情報システム事前妥当性調査を行い、事後管理事業結果に対する現場実査及びユーザー満足度調査を12月に行った。特に、既に構築されているモンゴル特許情報システムメンテナンスのため、企画財政部との緊密な協力を通じて予算を確保した。

同時に、2015年10月モザンビーク及びパラグアイに対する実務者招請研修を実施し、開発事業の推進可能性を検討するため、2015年7～12月にミャンマー向け特許行政システムの構築に向けたコンサルティングを行った。

また、韓国の先進特許行政情報化の海外進出を中東、アフリカ地域に多角化するための取り組みを続けている。

まず、2010年11月に樹立した「特許ネットアフリカ進出基本推進戦略」において、アフリカ18の英語圏国の政府間知的財産権協力機構であるアフリカ地域知的財産機関

(ARIPO)を特許ネット進出拠点として活用することにし、2010年12月ARIPOと知的財産権分野の包括的協力MOUを締結した。ARIPO本部が所在するジンバブウェ・ハラレにて開催された韓・ARIPO・WIPO情報化実務会合で、韓国特許庁は3者間の技術協力MOU締結を提案し、同年9月のWIPO総会(ジュネーブ)においてMOU署名式を行った。2012年10月にARIPO特許情報化事業が2013年～2015年の3年間で580万ドル規模のKOICA ODA支援事業として確定され、2013年10月7日にハラレにおいて着手報告会を開催したのを始めに、特許情報システム改善事業を展開し、ARIPO及び18の加盟国の既存システム(PO Lite, IPAS)を特許ネット技術に基づく特許情報システムに改善している。また、特許ネットシステム構築事業を効率的に推進するため、2014年7月にIT専門家を現地に派遣し、ARIPOの要請によって派遣期間を1年延長して2016年6月まで支援するようにした。

また、知的財産を国家核心事業として推進している中東の拠点国家アラブ首長国連邦(UAE)とシステム構築協力MOUを2014年9月締結した。特許庁は同MOUを基に韓国IT企業が中東市場に進出して韓国型特許行政情報化システムが輸出できるように支援する計画である。

#### ハ. 評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例に選定されるなど、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPOなど国際機関と海外特許庁から好評を得た。また、スペイン特許庁、フランス特許庁などの先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力を希望している。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としての国のレベルを高めるためにODA財源を多様化にし、専門性を基に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。

また、ヨーロッパ特許庁の場合、自国のシステム(EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合を提案するなど、これまで3極特許庁主導で進められていた特許行政情報化の国際協力に変化が起こっている。このように韓国特許庁が情報化システムの開

発など情報化国際協力事業の主要パートナーとして認識されている。

韓国特許庁はシステム開発などの情報化ノウハウを基に、先進特許庁の国際機関情報化システムに特化された情報化協力事業モデルを持続的に発掘する予定である。また、情報化標準議論においても主導的な役割を遂行するとともに、3極特許庁との協力を強固にし、知的財産権分野の先導特許庁として取り組んでいく予定である。

### 3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業

産業財産保護協力局 多国機構チーム 行政主事補 イム・ジュンヨン

#### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は特許先進5カ国(米国、日本、ヨーロッパ、中国、韓国)の一員として、知的財産権の格差問題を解消することが最終的には韓国の国の品格を高め、海外知的財産権保護環境にも寄与できるものと認識し、国内外の知的財産権専門人材のグローバル競争力の強化のため、知的財産権コンテンツの開発及び普及を目標に、2006年から国際機構との協力を通じて知的財産権の英文教育コンテンツを作成して普及するようになった。まず、初心者向けに「世界知的所有権機構国際教育院(WIPO World Academy : WWA)」のオンライン教育課程を活用して大学の教育課程を開設し、世界知的所有権機関の中小企業局の内部資料である「IP for Business」を活用して中級者向けのIPパノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリアなどとAPEC基金を活用して専門家用のIP Xpediteを開発した。

#### ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2006年から2010年までWIPO中小企業局と協力して知的財産権と国際取引などのビジネス的観点からの活用戦略に関する知的財産権英文コンテンツ「IPパノラマ(Panorama)」を開発した。2009年6月には、WIPOとIPパノラマを国連共用語として開発することに合意したことで、2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、

2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、国連共用語の6バージョンを全て完成した。また、韓国特許庁は途上国を支援するためにIPパノラマ開発に関する協定を締結し、タイ語、ハンガリー語、ベトナム語、スワヒリ語、ポルトガル語、スロバキア語、エストニア語、ポーランド語、インド語、ブルガリア語、ペルシア語、セルビア語、クロアチア語、アルバニア語、ラオス語、ミャンマー語、カンボジア語など17の言語でIPパノラマを開発するとともに、韓国版も開発して2014年初めから国内に普及するなど、これまで世界24カ国の言語で開発・普及されている。

2015年にはIPパノラマの教育内容を基に実際事例を中心に再構成したモバイル知的財産教育コンテンツである「IPパノラマモバイル」を開発し、2016年披露する予定である。

また、2012年にIPパノラマとして初めて海外の民間企業(インドReliance Industries社、8千ドル)とライセンス契約を締結する成果を収めた。

韓国特許庁はまた、APEC特別基金を確保して2006年から特許情報の検索・分析及び活用など特許情報に係わる実証的内容に関する知的財産権コンテンツ「IP Xpedite」を開発した。2009年にはAPEC基金14万1千ドル(USD)を誘致し、ア・太平洋地域の21の加盟国を対象とするオン・オフラインの知的財産権情報活用教育課程の運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を、2010年にはAPEC基金14万7千ドル(USD)を誘致して「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の高級課程」を順調に推進した。これによって2011年10月にはAPEC加盟国を対象に教育参加者別のオーダーメイド型教育課程を提供して国内特許情報システムの優秀性を広報し、APEC加盟国向け最大規模のオン・オフライン・ブレンデッド教育課程を提供するとともに、2012年には「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の高級課程」の主要講義を基に、主要国の特許進歩性判断に係わる判例中心のオンラインコンテンツを開発・普及した。

韓国特許庁はグローバル知的財産権教育課程の運営効率性及び学習の利便性増進、利用者のアクセシビリティを高めるため、2013年に新規学習管理システムを導入し、

IP Discoveryというグローバル知的財産権教育コンテンツを提供するホームページをオープンして途上国の知的財産権教育コンテンツのプラットフォームを構築した。

上記のように韓国特許庁のグローバル知的財産権コンテンツに対する国際社会の反応は非常に熱い。しかし、既存ウェブまたはCD形態のコンテンツ普及が物理的・財政的な限界に直面しており、最近のモバイル情報通信環境に適した教育コンテンツの普及が切実な状況である。また、デジタル環境に慣れている幼・少年を対象とするオーダーメイド型知的財産権コンテンツの不在によって開発が急がれる。そこで2014年には文化体育観光部及び韓国コンテンツ振興院との協業の下で、幼少年発明学習用機能性モバイルゲーム「発明探偵陳」を開発してゲームと学習を融合した。

2016年には年齢別、対象別のオーダーメイド型知的財産教育コンテンツを開発・普及し、生涯周期別オーダーメイド型発明学習体系を構築して国際知的財産教育市場において先導的な役割を果たしていく計画である。

#### 4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会

情報顧客支援局 情報顧客政策課 専門経歴官 ナ群 キム・インスク

##### イ. 推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の核心要素として浮上したことで、特許情報の戦略的かつ体系的な活用のために政府レベルでの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回イベントを2005年11月にCOEXにて開催した。

##### ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から毎年特許情報博覧会(PATINEX)を開催している。イベントは大きく特許情報分野の主要イシューに対する国内外の有識者による基調演説と講演、

特許庁・特許情報会社・企業の特許情報普及政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示する展示ブースの運営、特許情報商品・サービスに対する専門的なコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。

PATINEX2015は2015年9月3日から4日の両日間、ソウルインペリアルパレスホテルで開催され、「境界を超えた知的財産(IP Knowledge Beyond Borders)」というテーマで3つのセッション、5つのワークショップ及び企業17社の展示会で構成・開催された。

#### ハ．評価及び発展方向

PATINEX2015はシム・ヨンテク韓国ライセンス協会副会長の基調演説をスタートに、Google、IBM、現代自動車などグローバル企業の特許運営総括担当者などが出席し、各企業の特許活用戦略を紹介し、司会者との討論を通じて追加質疑応答機会を提供することで参加者から大きな反響を得た。また、WIPS、ウィズドメイン、マークプロ、LexisNexisなど国内外特許情報サービス提供会社の展示イベントを通じて、参加者が特許情報の活用に関する国内外市場の動向が把握できるように取り計らった。これを基に翌年度のイベントは国内外著名スピーカーの早期渉外とバランスの取れたセッションの構成、参加者と展示会社間のコミュニケーション機会の拡大を通じてコンファレンスの充実化と展示イベントの活性化により集中する計画である。

## 第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

### 1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ソン・ウンジョン

2015年9月国連開発首脳会議では2030持続可能開発議題(2030 Agenda for Sustainable Development)を公式採択し、17つの持続可能開発目標(SDGs)を提示した。既存のミレニアム開発目標(MDGs)が社会開発中心であったとすれば、持続可能開発目標では社会開発、経済開発、環境保全など開発の分野を多様化した。このような国際環境の中で韓国は援助の効果を高め、統合推進体系の構築を図った。特許庁はこのような基調に符合と同時に、知的財産5大先進国という国際社会における位相と期待に適合した知的財産分野の政府開発援助事業を推進した。途上国に適正技術を開発して提供する一方、途上国の優秀な商品に対してブランド獲得を支援する事業を通じて先-後進国間開発格差問題の解消を図り、韓国知的財産権の外交力強化に寄与した。

適正技術(Appropriate Technology)とは、「高額投資の必要がなくエネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え、現地の原材料を使用し、小規模の人が集まって生産可能な技術」である。一言でいえば、先進国では活用価値が高くないが、途上国では効用が大きい技術のことである。飲水の不足、コレラ、疫痢のような水系感染症で苦しんでいるアフリカ住民のため、一度に75リットルの水を汲んで簡単に転がして運搬できるように円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染された浄水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

韓国特許庁は2010年からグットネイバース、ハビタットなどのNGO及びWIPO、APECなど国際機関と協力して途上国に適正技術を開発・普及してきた。

<図VI-3-1>適正技術製品の事例



Q Drum

飲水源から遠いところまで簡単に水を運搬できる



Life Straw

汚染した上水源の細菌を99.9%除去

<図IV-3-2>ブランド開発の成果



ボリビア QUINUA のブランド



フィリピン TARLAC 地域のブランド

また、韓国特許庁は途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備によりまともな価額をもらえない状況を解決するため、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。2010年にはアフリカのチャドーに乾燥マンゴ技術に対してブランドの獲得を支援し、2011年にはチリの果物カクテル製品に対してブランドを開発した。2012年にはカンボジアの赤米と熱帯果物「リュウガン」に対するブランドを開発して提供した。2013年にはボリビアの代表輸出穀物であるQUINUAに対するブランドを開発して支援を行った。また、フィリピンTARLAC州の地域認証ブランドを開発して提供したが、現地企業の代表は韓国特許庁が開発した地域認証ブランドが事業拡大及び現地の所得増大に大きく寄与するものと期待感を示した。

一方、韓国特許庁は2009年に韓国特許文献をDBで構築して英文のホームページを通

じて提供している。2015年には染色技術関連49件、排水処理関連57件の適正技術特許情報を補強した。このように技術の宝庫といえる特許文献を公開することによって途上国が必要とする技術情報を自ら探し出して活用できるよう支援している。

## 2. 主な推進成果

2015年に韓国特許庁は商品性を強化した適正技術開発支援で水源国経済を活性化するという目標を掲げ、適正技術の開発及び普及の拡散、ブランド開発を支援した。適正技術開発事業はまずWIPO韓国信託基金事業である適正技術コンテストを通じて発掘された需要技術を基に適正技術を選定し、特許技術及び情報を調査してこれらを現地化するための試作品を開発して普及する流れで行われた。特に、モンゴルを対象に適正技術事業とブランド開発をパッケージで支援し、事業の効果を高めるために取り組んだ。支援を受ける側の機関であるNooson Zangliaa協同組合はWool製品生産の効率性と品質を高めるための技術を希望していたため、2014年KIPO-WIPO適正技術コンテストでこのような技術需要を提出した。それによって一つの装置で天然染料の抽出と染色が同時に可能な装置を開発し、協同組合の販売店(Tsagaan Alt Wool Shop)で使用するブランドロゴと売上拡大に向けた経営戦略を提供した。

また、ミャンマーのピンロン科学技術高等学校(G. T. H. S Pinlon)を対象に下水処理技術を開発した。ピンロン高校は学校の地帯が低いものの、排水処理が不十分な状態であったため、雨季が訪れる度に苦労していた。そこで、韓国中小企業が保有している特許技術を基に現地ですぐ手に入る材料を活用して排水装置を製作・設置した。

<図IV-3-3>天然染料の抽出及び染色技術



天然染料の抽出及び染色機械

染料技術ワークショップ



モンゴルウールブランド

また、インドネシア・フロレスのバジャワ (Flores Bajawa) 地域の特産品であるコーヒーブランドを開発した。バジャワコーヒーはインドネシア内の地理的表示認証 (GI) を獲得したが、但しGI表示が差別性なく使用されていたため、これを改善した。ブランドロゴデザインのため、フロレスバジャワ地域の意味を活用し、花、山、風、自然の美しさを形状化し、スペシャルコーヒーの高級感を強調した。

<図IV-3-4>インドネシアコーヒーブランド



既存ブランド

開発されたブランド

### 3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ソン・ウンジョン

韓国特許庁は世界知的所有権機関 (WIPO) と共同で、2015年4月29日～30日の両日間、ソウルイムペリアムパレスホテルにて「適正技術 GRAND シンポジウム」を開催し、途上国及びWIPO加盟国とともにこれまで推進されてきた適正技術開発事業の成果と教訓について話しあい、今後適正技術開発事業が進むべき方向を模索した。

本コンファレンスにはイ・ジュンソク前特許庁長官、チョン・ジンギョ外交部開発協力局審議官、Miguel A. Margainメキシコ特許庁長(APEC知的財産権専門家グループ議長)、Chinbat Namjilモンゴル特許庁長官、Mario Matus WIPO開発事務次長をはじめ、途上国の政府関係者、国際機関及びNGO関係者など国内外人事260人余りが出席した。同行事で韓国特許庁は適正技術開発事業を通じてフィリピンに提供したイルランイルランオイル抽出機試作品など多様な適正技術製品を展示して参加者から注目を浴びた。

さらに、WIPOとの協業を通じてWIPO韓国信託基金を活用して、モンゴル、ドミニカ共和国で途上国の日常生活問題の解決及び特許情報を活用した適正技術開発方法論の拡大に向けた適正技術コンテストを開催した。モンゴルからは計40件の適正技術が受け付けられ、予備審査と口頭発表を経て最終的に3件の受賞作が決まった。授賞式は国営TVを始め、多数のマスコミが駆けつけてモンゴル国民の高い関心を示した。

このように韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に遂行することによって、途上国の国民が知的財産を創出・活用する能力を培養し、生活の質を改善して経済発展を成し遂げられるように支援し、今後も知的財産5大強国という位相に相応しい知的財産分野の開発援助先導国としての国家イメージを構築していく予定である。